

アイルランド共和国の地方自治

LOCAL GOVERNMENT OF REPUBLIC OF IRELAND



財団法人 自治体国際化協会

はじめに

アイルランド共和国の地方自治に関する日本語の文献は、ほとんど存在せず、その制度を総合的に紹介するとともに最近の動向等についても言及された刊行物が永らく待たれていた。

アイルランド共和国では、地方自治体制度の整備が他のヨーロッパ諸国と比較して遅れをとっていた。しかし、1990 年台の初頭から地方自治体の権限の拡大を図るとともに、2001 年には、地方自治体の内部構造の改革にも着手し、地方自治体の効果的かつ効率的な運営が進められているところである。

本書においては、アイルランド共和国の国政についてもその概略を紹介するとともに、地方自治制度の変遷、地方自治体の構造、地方財政の仕組み等を中心に記述している。全体を通じて、制度の概要を紹介することにとどまっているが、本書が今後の日本の地方行政施策にわずかでもお役に立つことを願っている。

本書は、当協会のロンドン事務所において、文献の収集や実地調査を行うことにより取りまとめたものである。実地調査に際しては、アイルランド共和国の政府及び地方自治体の担当者の方々に大変便宜を図っていただいた。本書の刊行に当たり、厚く感謝の意を表したい。

平成15年3月

(財) 自治体国際化協会
理事長 二橋 正弘

目 次

第1章 アイルランド共和国の概要

1 地勢及び歴史-----	1
(1) 地勢-----	1
(2) 歴史-----	1
2 経済及び産業-----	2
(1) 経済-----	3
(2) 産業-----	3

第2章 国の制度と機構

1 内閣-----	5
(1) 内閣の構造-----	5
(2) 首相-----	5
(3) 大臣-----	6
2 国会-----	7
(1) 大統領-----	8
(2) 国家評議会-----	9
(3) 下院-----	9
(4) 2002 年総選挙の結果-----	10
(5) アイルランドの主な政党-----	12
(6) 上院-----	13
(7) 下院の優越—法案等の審議過程-----	14
(8) 委員会-----	15
3 司法-----	16
(1) 司法制度の概要-----	16
(2) 裁判所の権限及び役割-----	16
4 国家財政-----	18
(1) 制度の概要-----	18
(2) 経常会計-----	18
(3) 資本会計-----	20

第3章 地方自治制度

1 地方自治制度の変遷-----	23
(1) 地方自治制度の創成期-----	24
(2) 1970 年代及び 1980 年代の動き-----	25
(3) 1990 年代の動き-----	26

(4) 2000 年代の動き-----	28
2 地方自治体の構造-----	28
(1) カウンティ・カウンスル-----	29
(2) カウンティ・バラ・コーポレーション-----	30
(3) バラ・コーポレーション及びアーバン・ディストリクト・カウンスル-----	30
(4) タウン・コミッショナー-----	31
3 地方自治体の内部構造-----	31
(1) 議会-----	31
(2) 戦略的政策委員会 (SPCs) -----	32
(3) 執行機関-----	33
(4) 議会と執行機関の関係-----	35
(5) 統合政策委員会 (CPG) -----	36
4 その他の地方自治体関連組織-----	38
(1) 地域自治体-----	38
(2) 地域議会-----	39
(3) 地域保健委員会-----	40
(4) カウンティ／シティ開発局 (CDB) -----	41

第4章 地方選挙制度

1 地方選挙制度の概要-----	44
(1) 選挙権-----	44
(2) 被選挙権-----	44
(3) 選挙区及び定員-----	45
2 選挙の管理・運営-----	46
(1) 候補者の届出-----	46
(2) 投票日及び投票時間-----	46
(3) 特別投票-----	46
(4) 投票所の開設-----	47
3 開票及び集計-----	47
(1) 投票方法-----	47
(2) 開票と集計-----	48
(3) 最低当選保証票と余剰票の移動-----	48
(4) 選挙の結果-----	49
(5) 選挙結果に対する異議申し立て-----	49
(6) 議員の補充-----	49
4 1999 年地方選挙の結果-----	50

第5章 地方自治体の機能

1	地方自治体の機能の概要	52
2	住宅	53
3	道路及び交通	54
4	上下水道	55
5	開発計画	56
6	環境保護	57
7	余暇及び文化施設等整備	58
8	教育、農業、福祉	59
9	その他	60

第6章 地方財政

1	地方財政制度の概要	62
(1)	会計年度及び会計の仕組み	62
(2)	予算の編成	62
(3)	補正予算	63
(4)	財政状況及び決算報告	64
(5)	カウンティとアーバン・オーソリティー及びタウン・コミッショナーとの関係	64
2	経常会計	64
(1)	経常収入	64
(2)	経常支出	66
3	資本会計	68
(1)	資本収入	68
(2)	資本支出	69
4	地方税（レイト）	70
(1)	レイトの変遷	70
(2)	課税対象資産の評価	71
(3)	レイトの課税	72
(4)	レイトの特徴	72
5	地方自治体基金	73
6	補助金	74
(1)	道路及び交通に係る補助金	74
(2)	住宅に関する補助金	75
(3)	上下水道に関する補助金	75
(4)	PPP 基金による補助金	75
7	住民サービス収入（諸収入）	75

8	監査	76
---	----	----

第1章 アイルランド共和国の概要

1 地勢及び歴史

(1) 地勢

アイルランド共和国（以下、単にアイルランドと記載する）は、大西洋上にあるアイルランド島の約 5/6 の面積を占め、東方に約 80 km離れたグレートブリテン島とはアイルランド海によって隔てられている。地理的には、レンスター(Leinster)、マンスター(Munster)、コナート(Connaught)及びアルスター(Ulster)地方（一部）とに区分されており、島の北東部に位置するアルスター地方の残りの地域は、北アイルランドとして英国の一部を構成している。共和国の総面積は 7 万 273 平方kmで、首都はダブリンである。アイルランド島は、美しい山、湖、ゆるやかな起伏の農地があり、その生き生きとした緑から「エメラルドの島」と呼ばれている。

人口は約 374 万人、人口密度は、1 平方kmあたり約 53 人となっている。1840 年代には、人口が 800 万人に達していたが、1840 年代のじゃがいもの疫病による大飢饉及び海外への移住のため人口が激減した。現在は、欧州諸国の中では、非常に高い出生率（2001 年の合計特殊出生率は 1.90 人）を記録しており、人口は増加傾向にあり、高齢化率（2001 年の 65 歳以上人口の割合は 11.35%）も低い。

宗教面においては、人口の約 92%がローマカトリックで占められており、約 3%がプロテスタントとなっている。信教の自由は、憲法により保障されている。アイルランドの国旗は、左側から緑、白、オレンジの三色旗であるが、緑はカトリック、白は平和、オレンジはプロテスタントを意味しており、カトリックとプロテスタントとの融和と友愛を示している。しかし、現在でも母体に悪影響がある場合等を除き、原則として堕胎が法的に禁止されているなど、ローマカトリックは、同国の社会・習慣に大きな影響を与えている。

憲法第 28 条によれば、アイルランド語（ゲール語）を第一公用語として定めており、英語を第二公用語として使用することを認めている。実際には、ほとんど全ての国民が英語を話し、約 1/3 の国民がアイルランド語を話すことができるが、日常的にアイルランド語を話す国民は、西部の田園部を中心にいるものの、その数は少ない。独立以後、政府はアイルランド語の保存、普及に積極的に取り組んでおり、学校では英語と同様アイルランド語も教えられている。

(2) 歴史

アイルランド島は、紀元前 6 世紀頃からケルト人が居住し始め、5 世紀以後カトリックが普及していった。12 世紀後半にイングランドの支配下におかれ、16 世紀にはヘンリー 8 世がアイルランド王を称した。1649 年、カトリック教徒の弾圧を行ったクロムウェルにより、アイルランドは植民地的な地位に落とされ、アイルランド人は以後、宗教・政治・土地所有などの差別に苦しむこととなった。

1801 年には、統一法により英国の一部として正式に統合され、1829 年のカトリック教徒解放法で英国議会に進出した。しかし、アイルランド人は長い間、英国人不在地主の小作人であったため生活は苦しく、1874 年に英国議会に選出されたアイルランド選出議員を中心にアイルランド国民党を結成して、アイルランドの自治権獲得を目指す運動を展開し始めた。

20 世紀に入ると英国からの独立を求める機運が高まり、1905 年に結成されたシン・フェイン党が反英路線をとって独立を主張し、大きな支持を集めた。1914 年には、英国の自由党内閣が提出したアイルランド自治法案が下院・上院で可決されて成立した。しかし、住民の多数を英国人で占めていた北アイルランド地域では、同法に反対の姿勢を貫いたため、シン・フェイン党との対立が激しさを増した。結局、第一次世界大戦の勃発を理由に、英国は、同法の施行を延期する決定を下した。

シン・フェイン党は、1916 年のイースター（復活祭）にダブリンで蜂起し、共和国樹立を宣言したものの鎮圧された。また、これを契機に同党の軍事組織である IRA (Irish Republican Army : アイルランド共和軍) が結成された。1918 年の総選挙においても、シン・フェイン党が勝利を収め、英国議会をボイコットするとともにアイルランド議会を組織し、翌年、アイルランド共和国の成立を宣言した。

この状況を踏まえ、英国側は譲歩し、プロテスタント勢力の強いアイルランド島北部のアルスター地方（植民が成功しなかった一部地域を除く）を分離して、1922 年にアイルランド自由国の成立を認めた。1937 年には、英国王への忠誠を否定することとなる共和制を宣言し、国名をアイルランド語で「エール」と称した。英国側がこの動きを黙認したため、同国が正式に独立を勝ち取るに至り、1949 年には、英連邦からの離脱を宣言した。

第 2 次世界大戦では中立を維持し、現在も北大西洋条約機構（NATO）などあらゆる軍事同盟に参加していない。国際連合には 1955 年に、EC（欧州共同体）には 1973 年に加盟し、2002 年ユーロの導入を果たした。

北アイルランドの和平に関する問題については、1980 年以降、アイルランドと英国との協調路線によって、解決を模索するようになっており、1998 年 4 月に両国が合意文書（グッド・フライディー・アグリーメント）に署名をした。合意の内容は、北アイルランドにおける住民投票とアイルランドにおける国民投票による和平合意の賛否確認及び北アイルランド議会の設立などを骨子としている。また、アイルランド憲法における北アイルランドに対する領有権の規定が削除されることとなった。

2001 年 10 月には IRA が武装解除を開始する意思表示を行ったことから、和平の最大の課題であった IRA の非武装化に関しても明るい兆しが見られた。しかし、カトリック系住民とプロテスタント系住民との紛争が勃発するなど、北アイルランド問題に関しては、予断の許さない状況が続いている。

2 経済及び産業

（１）経済

アイルランドの GNP は、1999 年は 805 億 5,900 万 U S ドル（英国 1 兆 4,040 億ドル、日本 4 兆 550 億ドル）であり、人口一人あたりでは 2 万 1,470 U S ドル（英国 2 万 3,590 ドル、日本 3 万 2,030 ドル）となっている。経済活動の規模は、欧州諸国の中では大きいとはいえないが、1993 年から 2000 年にかけてアイルランド経済は、約 80% もの驚異的な成長を記録した。2001 年には、経済成長率はやや鈍化したものの約 6 % の水準を維持することができた。

急速な経済成長を達成する一方で、消費者物価指数は、1993 年から 2000 年の間で年平均 2.4% の上昇に留まった。また、失業率は、経済の高度成長に応じて改善され、10% 台から約 4 % へ減少した。このようにアイルランド経済は順調に推移しており、同国は、EU の優等生と呼ばれるようになっている。しかし、好景気を反映し、亡命希望者が増加しており、新たな社会問題を誘発する可能性も否定できない。

近年の高度成長の要因としては、政府の堅実な財政運営、ヨーロッパ構造基金の効果的な活用、ハイテク関連商品の開発、民間活力の導入などが挙げられている。国内財政は、堅実な政策がとられ、1997 年以来、歳入が歳出を上回っており、財政黒字を維持している。

（２）産業

農業部門はこの 30 年間で大幅に近代化され、現在では非常に効率化されている。しかし、農業人口は、労働力人口のわずか 10% にすぎず、農業の機械化や都会への人口移動により農業従事者の減少及び高齢化が進行している。1990 年代のはじめには既に 50 歳以上の農業従事者が 50% 以上を占めており、家族経営の小規模農家が多い。

国内の約 65% の土地が、牧草地、穀物畑、放牧地帯となっている。畜産は経済的にも重要な産業であり、一般の農家は穀物の栽培と併せて行っている。肉牛は、中央部の低地で主に飼育されており、南部では酪農が行われている。穀物の耕作は東部と南東部で主に行われており、羊は、最も一般的な家畜で山間部の牧草地に放牧されている。アイルランドは、サラブレッド生産の中心地でもあり、多くの競走馬が育てられている。

工業に関しては、1960 年以降、税の優遇措置などを行い、海外からの投資を積極的に誘致する政策を実施し、新たな雇用を創出することができた。特に、1973 年以降は、ハイテク関連産業を中心に 4 万の新規雇用が創出された。アメリカ合衆国が最大の投資国であり、次いで英国、ドイツ、日本の順となっている。主な生産品は、食品加工製品、事務機器、電気製品、たばこ、羊毛製品、各種生地、皮革製品、紙、石けん、セメント、家具、化学製品など多種に及ぶ。

首都ダブリンと南部のコークは、アイルランドにおける製造業、金融、商業の中心地である。ダブリン港は最も重要な港であり、コークは大西洋航路の拠点となっている。2000 年におけるアイルランドの製品・サービスの輸出額は、980 億ユーロに達した。また、同年における輸入額は、830 億ユーロであり、輸出超過となっている。貿易の相手方は、依然として英国が最も重要な相手方となっており、アイルランドの輸入の 31.3%、輸出の

21.8%を占めている。

第2章 国の制度と機構

1 内閣 (Government)

(1) 内閣の構造

アイルランド共和国憲法（以下、憲法）第6条には、「内閣の全権限は、神の下、国の統治者を指名する権利を持つ国民に由来し、憲法の規定に基づいて内閣は、国を治めなければならない」と定められている。内閣は、7人以上15人以下で構成され（憲法28条第1項）、下院（Da' il E' ireann：ドイル・エアラン）に対してのみ責任を負うこととなっている（憲法28条第4項1）。内閣は、憲法上ガバメント（Government）という名称であるが、キャビネット（Cabinet）とも呼ばれている。また、内閣は、集合的な行政機構であり、共同して国の行政を担当することとなっている（憲法28条第4項2）。

首相は、内閣の長でありティーショック（Taoiseach）とよばれ、すべての大臣は首相により指名され、大統領により任命される（憲法28条1項及び第5項1）。大臣の資格要件は、国会議員であること以外は定められていないが、首相及び副首相並びに財務大臣は、下院議員の中から選出される。また、上院議員からは、同時に3名以上的大臣を選出することができない（憲法第28条第7項1及び2）。

内閣は、アイルランドの行政機構の中枢であり、政策の決定、推進及び国の機関の指揮・監督など様々な権限及び機能を有しており、主なものは以下のとおりである。

- ① 財務省及び歳入委員会の助言及び勧告に基づき、歳入・歳出予算案を編成し、下院に提出すること（憲法第28条第4条）。
- ② 国家公務員及び地方公務員指名委員会、特殊法人の管理者、警察長官などの行政機関の長の任命を行うこと。
- ③ 大臣が議会に提案しようとするホワイトプリントと呼ばれる法案を事前に閣議で審議すること。また、政策の概要が記されたもので、関係者の意見等を広く求めるためのグリーンペーパーやホワイトペーパー（グリーンペーパーによる意見等を考慮したもの）と呼ばれる政策提案書を公表すること。
- ④ 災害援助等の非常時における対応の指揮を取ること。

予算案や法案を議会提出前に閣議で決定することは、内閣が連帯して責任を果たしていくという憲法の精神を体現したものと考えられる。

(2) 首相

首相は、下院の指名を受け、内閣の長として大統領が任命する。首相は、大統領に辞表を提出することにより、いつでも辞職することができる（憲法第28条第9項1）。首相が辞職した場合は、内閣は総辞職となる（憲法28条第11項）。また、首相が下院で支持を失い、首相による下院解散の勧告に反して大統領が下院を解散しないことを決定した場合、首相は辞職しなければならない（憲法第28条第10条）。

副首相（Tanaiste：トーニスタ）は、首相が内閣の中から指名し、首相の死亡時や職務

の遂行が不可能になった場合には、新たな首相が指名されるまで、首相に代わって全ての首相の権限を行使する（憲法 28 条 6 項 1 及び 2）。

首相は、内閣の構成員を選出する権限のほか、行政府の長として様々な法的な権限及び機能を有しており、主なものは以下のとおりである。

- ① 首相は、いついかなる理由にせよ閣僚の辞任を要求できること。（憲法第 28 条第 9 項 4）
- ② 司法長官¹を指名すること（憲法第 30 条第 2 項、任命は大統領によって行われる。）。
- ③ 上院議員の定数 60 名中、11 名を指名すること。（憲法 18 条第 3 項）
- ④ 大統領に国内外の政策等について常時情報を提供すること。（憲法第 28 条 5 項 2）
- ⑤ 両院で可決された法案を大統領に提出すること。（憲法第 24 条 1 項）
- ⑥ 両院が会計検査院長の辞職を決議した場合、その決定を大統領に報告すること（憲法第 33 条第 5 項 2）
- ⑦ 両院が裁判官の罷免を決議した場合、その決定を大統領に報告すること（憲法第 35 条第 4 項 2）
- ⑧ 下院の招集及び解散について、大統領に勧告すること（憲法第 13 条第 2 項）。

その他、閣議を招集し、議事を司ることも首相の役割である。なお、首相の事務を補佐する機関として、首相府が設置されており、各大臣との連絡調整、閣議の設定及び議会での答弁書の準備などを担当している。

（3）大臣

各大臣は、担当省庁の責任者であると同時に、内閣の構成員として他の大臣の行政権の行使についても連帯して責任を負う。しかし、大臣としての最大の関心事は、担当行政分野の充実、強化を図ることにある。そのため、大臣は、閣議に出席し、議案の審議に参加するとともに、議会に提出すべき法案については、自ら概略を説明し承認を得なければならない。大臣の業績は、閣議においてどれだけの法案や施策が承認されたかにより、評価することができるといわれており、閣議は、大臣が職責を果たすうえで重要な機会となっている。閣議決定後は、担当大臣が議会に法案を提出し、提案理由等を議会で説明する。大臣は、両議院に出席する権利を有し（憲法 28 条 8 項）、かつ、担当分野に関する審議には、必ず出席することになっている。

現在、14 の政府の省（Departments of State）があり、前述のとおり内閣は、7 名から 15 名の首相及び大臣で構成されることになっているため、1 人の大臣が複数のポストを兼務することもありうる。それぞれの省は以下のとおりである。

- ① 産業・貿易・労働省(Enterprise, Trade and Employment)
- ② 教育科学省(Education and Science)
- ③ 運輸省(Transport)
- ④ 国防省(Defence)

- ⑤ 農業・食糧省(Agriculture, Food & Rural Development)
- ⑥ 財務省(Finance)
- ⑦ 外務省(Foreign Affairs)
- ⑧ 環境・自治省(Environment and Local Government)
- ⑨ 社会・家族省(Social and Family Affairs)
- ⑩ 芸術・文化省(Arts, Heritage, Gaeltacht and the Islands)
- ⑪ 司法省(Justice, Equality and Law Reform)
- ⑫ 観光・スポーツ省(Tourism, Sport and Recreation)
- ⑬ 保健・児童省(Health and Children)
- ⑭ 海洋・自然資源省(Marine and Natural Resources)

大臣が不在の場合や事故等で職務が遂行できないときは、首相が内閣の他のメンバーか自分自身にその職責を割り当てることができるが、財務大臣及び司法大臣の場合は、首相自身が職務を代行することになっている。

各大臣は、在任中、兼職を禁じられ、公用での海外出張や EU や OECD などの国際会議に出席する際は、首相及び外務大臣に協議することが義務付けられている。また、1995 年公職倫理法 (The Ethics of Public Office Act 1995) により、所有する株式等の公開が義務付けられた。

大臣を補佐するため、担当分野ごとに議員の中から副大臣 (Minister of State) が選任される。副大臣は、内閣の構成員ではなく、閣議には出席する資格が与えられていない。しかし、法案の作成や政策の策定などを行い、大臣の意思決定に大きな影響力を持つと考えられている。

2 国会

国会 (Oireachtas : インアクトス) は、大統領 (President of Ireland) 並びに下院及び上院 (Seanad E' ireann : ジャナズ・エアラン) の二院によって構成される (憲法 15 条第 1 項 2)。大統領は国家元首であり、議会とは性格が異なるものの、憲法上国会の一部に規定されている。

国会は、アイルランド唯一の立法機関であるが、憲法に矛盾する法律は制定できず、無効とされる (憲法第 15 条第 2 項 1、第 15 条第 4 項)。下院及び上院は、最低年 1 回は開会され、議事は公開されなければならないと規定されている。ただし、特別に緊急を要する場合であって、出席議員の 3 分の 2 以上の同意があれば、秘密会とすることができる (憲法第 15 条第 7 項、第 8 項)。

また、両議院においてはそれぞれ議長及び副議長が選出され、両議院は議会運営規則などの議会規則を定める権限を有している (憲法第 15 条第 9 項 1、第 10 項)。両議院における定足数についても、それぞれの議院で決められ、下院 20 名、上院 12 名をもって、議事を開き議決することができる。

両議院の議員は、不逮捕特権及び議員の発言に対する無責任が認められており、国家に

対する背信行為や治安妨害行為などの重罪を除き、国会開催中は、逮捕されることがなく、それぞれの議会で発言した内容については、裁判所及び他の行政機関において、その責任を問われない（憲法第 15 条第 13 項）。

（１） 大統領

大統領は、国民による直接選挙によって選ばれる唯一の官職である。任期は 7 年であり、3 期以上務めることができない（憲法第 12 条第 2 及び第 3 項）。大統領の不在時や大統領が職務を果たせない時には、最高裁判所長官及び両議院の議長からなる大統領委員会（Presidential Commission）によって、その職務が代行される（憲法第 14 条第 1 項）。

大統領候補となるためには、35 歳以上であって、少なくとも 20 名以上の国会議員又は 4 以上の地方自治体（ただしカウンティ及びカウンティ・バラのみ）による推薦が必要であるが、大統領経験者が立候補する場合、いかなる推薦も必要とされない（憲法第 12 条第 4 項 1 及び 2）。実際には、主な政党を通じての推薦となり、大統領の推薦に関しては、より民主的な手続きを望む声も多い。

大統領は、国会議員との兼務ができず在任中給与等が支給される職業との兼職は禁止されており（憲法第 12 条第 6 項）、政治的に中立でなければならない。また、大統領としての権限・機能の行使に関しては、両議院及び裁判所において責任を問われない（憲法第 13 条第 8 項）。

憲法が大統領の裁量権を認めている場合を除き、大統領は、内閣の助言・勧告に基づいてその権限を行使することとなっている（憲法第 13 条第 9 項）。例えば、大臣や司法長官などの公職に対する任命行為に関しては、大統領の独自の判断ができず、首相の判断に拘束される。また、首相の勧告により、下院を招集し、解散させることができる。更に、法律を制定するためには、大統領が両院の可決した法案に署名をする必要があるが（憲法第 13 条第 3 項及び 25 項第 1 項）、通常は、署名を拒否できないと考えられている。大統領は、国家評議会（Council of State）と協議のうえ、国家の重要事項に関して、国会と意見交換をしたり、国民に向け政見を発表することが可能であるが、事前に内閣の同意を得なければならない（憲法第 13 条第 2 項）。

このように、大統領の執行権は、内閣等の勧告に沿って実施されることが多い。しかし、大統領の裁量に基づき、執行される権限も以下のとおり憲法に定められている。

- ① 国家評議会との協議により、法案が合憲か否か最高裁判所の判断を仰ぐことができ、法案が違憲と判断された場合は、大統領は、署名を拒絶することができる（憲法第 26 条第 3 項）。
- ② 首相が下院において信任を失い、下院の解散を勧告した場合、大統領はその勧告を拒否できる。なお、この権限は、下院に新たな首相を指名する機会を与えるものと解されている。
- ③ 大統領は、国家評議会との協議のうえ、いつでも上院、下院のどちらか、または、両議院を召集することができる（憲法第 13 条第 2 項 3）。この場合、大統領は、首相の勧告を必要とせず、内閣が批判を逃れるため、下院を招集しようとししない場

合には、非常に重要な権限となりうる。

- ④ 上院の過半数及び下院の 1/3 以上による請願により、大統領は、法案に対する署名を保留できる（憲法第 27 条第 1 項）。法案は、上院の賛成がなくても、下院において可決されれば、両院で可決されたものと見なされるが、この規定により下院の行過ぎを牽制することができる。
- ⑤ 上院の要請により、法案が租税や資金等に係る財政法案（Money Bill）か否かの判断を上院、下院の同数の議員及び最高裁判所の判事によって構成される委員会に託すことができる（憲法第 22 条第 2 項 2）。
- ⑥ 国家の安全・治安の維持のために、緊急に法案を成立させる必要が認められ、かつ首相の要請があった場合、国家評議会と協議し、当該法案について上院による審議を省くことを承認することができる（憲法第 24 条第 1 項）。

また、有事に際しては、大統領は、アイルランド軍の最高司令官となるが（憲法第 13 条第 4 項）、法令に基づいて、権限を行使することになっており、具体的には、1954 年国防法（Defense Act 1954）第 7 条の規定により、国防軍に関する指揮・命令権は、大統領の指示の下、首相及び国防大臣が執行することになっている。

（2） 国家評議会

国家評議会は、大統領が権限を行使し職務を果たすうえで必要な助言等を与えることにより、大統領を補佐する機能を担っている（憲法第 31 条第 1 項）。特に、大統領が独自の裁量権により、上記の①、③及び⑥の権限を行使する際、重要な役割を果たすものと考えられている。

国家評議会は、以下の委員により構成される（憲法第 31 条第 2 項）。

- ① 首相、副首相、最高裁判所長官、両議院の議長、司法長官
- ② 大統領、首相、最高裁判所長官の経験者で国家評議会の委員としての職務を遂行できる者
- ③ 大統領の裁量によって選ばれた者。ただし、7 名以内とされている。

大統領により選ばれた委員の任期は、大統領のそれと同一であるが、大統領は、いつでも委員を更迭することができる（憲法第 31 条第 7 項）。大統領は、自らの裁量により委員を選ぶことにより、国家評議会の運営をできるだけ代議制に近づけるよう期待されている。

国家評議会は、通常、秘密会であり、大統領によって招集される（憲法第 31 条第 8 項）。憲法第 32 条によれば、国家評議会の協議を経た後でなければ、大統領は、憲法に定められた権限を行使し、機能を果たすことができないと定められている。ただし、この規定は、大統領は必ずしも国家評議会の助言を受け入れる必要はなく、最終的な決断は、大統領自身の裁量によることができるものと理解されている。

（3） 下院

下院議員の被選挙権は、21 歳以上の国民であり、性別に基づいた欠格事項を設けては

ならないことになっている（憲法第 16 条第 1 項 1）。具体的に下院議員になれないものは、裁判官、公務員、警察官、破産宣告を受けている者などである。また、選挙権は、18 歳以上の国民及び英国人で選挙人名簿に登録されている者が有する（憲法 16 条第 1 項 2）。

憲法上、下院の定数は、人口 2 万人から 3 万人につき 1 名と定められ、具体的には法律により定められおり（憲法第 16 条 2 項 2）、現在、人口約 2.1 万人につき 1 名の割合で、下院の定数は 166 名となっている。各選挙区における人口とその定数の割合は、どの選挙区においても実質的に等しくなるよう選挙区を定めなければならないと規定されており、人口の変動を考慮し、少なくとも 12 年に 1 回は、見直されなければならないこととなっている（憲法第 16 条第 2 項）。実際には、5 年に 1 回の割合で実施される人口調査の結果に基づき、独立の委員会により改正案が作成され、下院に提出される。改正案を可決するか否かは、下院のみの議決による。

下院議員は、単記移譲式比例代表制（Proportional Representation by means of a single transferable vote）により、1 選挙区当たり 3 名以上が選出される中選挙区制となっている（憲法第 16 条第 5 項、6 項）が、実際には、選挙区ごとに 3 名から 5 名の議員が選出されている。この選出方法は、当選が決まった候補者の余剰票を有権者の付けた順位に従って他候補に移譲していく方法であるが、地方選挙においても採用されているため、第 4 章で詳しく述べる。

中選挙区、単記移譲式比例代表制による選挙では、1 つの政党が議会内で圧倒的多数を占めることが難しいと言われており、連立内閣となるケースが多い。また、中選挙区制では、候補者は自分が属する政党の他の候補者とも議席を争うことになる可能性があるため、政党の政策よりも個人の知名度や議員としての実績を選挙民にアピールする傾向があるという。そのため、多くの議員が国全体としての政策よりも地元への利益誘導を優先しているとの批判も多い。

憲法第 16 条第 5 項により、下院議員の任期は、7 年を超えることができないとされており、法律により 5 年と定められている。大統領によって議会が解散された時は、環境自治大臣が総選挙の日程を決めることになっており、総選挙は解散の日から 30 日以内に実施され、選挙の日から 30 日以内に下院が招集されなければならない（憲法第 16 条第 3 項 2、第 4 項 2）。

下院議長役割は、下院の議会運営規則で定められている。議長は、議長及び副議長が議事を進行できない時、代わりに議長を務めるパネル・チェアマン（Panel Chairmen）を指名しておく。議長及び議事を司るものは、投票権がないが、賛否同数の場合のみ表決に加わることができる。また、議長の動議により、議会を混乱させるような行為を犯した議員の出席を停止することができる。下院議長としての最大の特権は、選挙を経ることなく、次期下院の議員となれることである（憲法第 16 条第 6 項）。

（4）2002 年総選挙の結果

2002 年 5 月 17 日に行われた総選挙は、政権与党であるファナ・フォイル党（Fianna

Fail) 及び進歩民主党 (progressive Democrats) と野党である緑の党 (Green Party) 及びシン・フェイン党 (Sinn Féin) が着実に議席を伸ばした。また、労働党 (Labour) 及び社会党 (Socialist Party) は、前回の獲得議席と同数の議席を維持した。これに対し、最大野党であるフィネ・ゲイル党 (Fine Gael) だけが大きく議席を減らすという結果となった。これにより、前回の選挙で形成されたファナ・フォイル党と進歩民主党の連立政権は維持されることとなった。連立与党が引き続き政権を担当することとなったのは、過去 30 年間で初めてのケースであるという。与党の地すべり的な勝利は、近年の好景気と難民及び犯罪に対するバランスの取れた政策が評価されたことが要因と見られている。

各党の獲得議席と前回総選挙との比較は、表 2-1 のとおりである。

表 2-1 政党別議席獲得数

政党名	獲得議席	前回獲得議席	増減
ファナ・フォイル党	81	77	4
フィネ・ゲイル党	31	54	△23
労働党	*21	21	0
進歩民主党	8	4	4
緑の党	6	2	4
シン・フェイン党	5	1	4
社会党	1	1	0
その他	13	6	7
合計	166	166	0

*労働党の獲得議席 21 のうち、1 議席は下院議長の議席である。

今回の総選挙において、アイルランドで初めて電子投票・電子集計がミューズ、ダブリン北及びダブリン西の 3 選挙区で試行された。環境自治省によれば、電子投票・集計によるメリットは、以下の 4 点であると説明している。

- ① 投票方法がより簡略化されること。
- ② 開票作業が迅速化され、結果がより早く判明すること。
- ③ 電子的な行政システムの発展に寄与すること。
- ④ 情報技術を積極的に推進することにより、IT 先進国としてのイメージを高められること。

電子投票・集計の手順は、次のとおり行われた。

まず、投票者は、通常の方法により本人確認が行われたうえで、投票券を受け取る。次に投票機の前に進み、選挙管理職員に投票券を渡すことにより、投票が可能となる。投票者は、投票機のディスプレイに表示されている候補者の名前と顔写真の横に配置されている赤いボタンを優先順位に従って押していく。最後に、投票ボタンを押すことにより投票が完了するが、このボタンを押すまでは修正が可能である。ただし、投票ボタンを押すことなく、投票ブースを離れた場合は、たとえ操作が完了していなくても、再び投票機の前

に戻り投票をすることはできない。

このようにして、投票は続けられるが、投票所が閉鎖されると、投票機にセットされていたモジュール（記憶媒体）が外され、中央集計所に集められる。そこで、記憶媒体は、再びコンピュータにセットされ、集計プログラムによって直ちに集計される。結果は、候補者が獲得投票順及びディスプレイの表示順等によりプリントアウトされ、候補者、報道などの関係者に配布される。ただし、手集計の時のように再集計は行われず、単記移譲式比例代表制という複雑な選挙制度が採用されているため、各々の票がどのように処理されたのかを示す書類が作成される。これにより、集計がミスなく行われたことを立証することができる。候補者は、集計結果に不満がある時は、不服申立を経て裁判所に訴えることができる。

今後、電子投票・集計を本格的に導入すると約 3,200 万ユーロの費用がかかると予想されている。政府は、2004 年に予定されている統一地方選挙において、電子投票・集計を本格的に実施することとしている。

（５） アイルランドの主な政党

上記のように現在、下院に議席を有するのは、7つの政党である。それぞれの政党の特色及び活動理念は以下のとおりである。

① ファナ・フォイル党 (Fianna Fa' il)

ファナ・フォイルは、運命の闘士という意味のアイルランド語である。同党は、1926 年に設立されたアイルランドで最大の政党であり、中道右派路線をとっている。今世紀初頭の英国からの独立運動の過程から結成された経緯があり、人民主義の政党とされている。同党は、平和の推進、アイルランドの統一、アイルランド国民の多様性を反映した国民生活の発展を目標としている。ヨーロッパ議会では、フランスやイタリアの政党とともにヨーロッパ統一会派 (Union of Europe Group) を形成している。

② フィネ・ゲイル党 (Fine Gael)

フィネ・ゲイルとは、アイルランド語でアイルランド民族という意味である。同党は、1933 年に設立されたアイルランドで 2 番目に大きな政党である。党の方針は、キリスト教的民主主義と社会民主主義との調和である。1997 年の総選挙で与党の座を明け渡して以来、アイルランド最大の野党となっている。ヨーロッパ議会では、ドイツのキリスト教民主同盟などとヨーロッパ人民党グループ (European People' s Group : Christian Democrats と呼ばれる) を形成している。

③ 労働党 (Labour Party)

労働党は、アイルランドで 3 番目に大きな政党であり、左派政党の主力となっている。労働組合からの強い支持を受けており、ヨーロッパ議会では、英国労働党やフランス社会党などと社会党グループとして活動している。同党は、中道左派を志向する政党と見なされており、民主主義、平等、参加、共同の原理に基づく社会の建設を目標に掲げている。1912 年に創立された。

④ 進歩民主党 (Progressive Democrats)

進歩民主党は、小政党ながら 1997 年以来、ファナ・フォイル党との連立内閣の一翼を担っている。同党は、1985 年にファナ・フォイル党内の意見対立により結成された過去を持つ。ヨーロッパ的で現代的な自由主義政党と自認しており、中道右派勢力として産業界寄りの経済政策を掲げている。

⑤ 緑の党 (Green Party)

緑の党は、1982 年に結成された比較的新しい政党である。結党当時は、アイルランドエコロジー党と呼ばれていたが、1986 年に現在の党名に変わった。同党の基本理念は、環境保護政策を最も重視しており、資源の保存が持続可能な発展に欠かせないと主張をしている。緑の党欧州連盟を通じて、全欧規模の環境保護運動を展開している。

⑥ シン・フェイン党 (Sinn Féin)

シン・フェインとは、アイルランド語でわれわれ自身という意味である。同党は、極左・共和主義政党であり、IRA との深い関係がある。もともとは、1900 年代の初頭に結成され、自治権獲得を主張した穏健派とは全く異なる英国からの完全な分離・独立を求める国粋主義者の包括的団体であった。現在は、アイルランドの再統一と政治的独立、国家主権の確立を目標としている。1997 年の総選挙により 1 議席を獲得し、英国国会及びアイルランド国会の両方に議席を有する世界的にも稀な政党となった。

⑦ 社会党 (Socialist Party)

社会党は、下院に議席を持つ政党の中で最も新しい政党であり、マルクス主義に基づいた運動を展開している。党の基本理念は、労働者、失業者、若者の権利を保護することであり、大企業との関係を一切断ち切った政党である。

この他、下院での議席獲得には至らないものの、極左政党である社会主義労働者党 (The Socialist Worker's Party) や保守勢力であるキリスト教連帯党 (Christian Solidarity Party) などが候補者を擁立している。

(6) 上院

1937 年の憲法改正により、専門的知識を政策形成に活かすため、議員を幅広い職種から選出するという方式を導入したことが今日の上院の始まりである。したがって、上院は政党の影響下にある議員ではなく、専門知識により選出されることが憲法に合致することとなる。しかし、実際の上院の選挙においては、政党の影響が否定できないといわれている。

上院の選挙は、下院が解散された日から 90 日以内に行われなければならない。また、上院が最初に招集される日は、大統領が首相の勧告により決定することになっている (憲法第 18 条第 8 項)。任期が終了した上院議員は、上院選挙の前日まで議席を保持する (憲法第 18 条第 9 項)。

上院の定員は 60 名であり、49 名は選挙により選出され、残りの 11 名は首相の指名による (憲法第 18 条第 1 項)。また、上院議員の被選挙権は、下院議員のそれと同様である (憲法第 18 条第 2 項)。

選挙により選出される 49 名の内、43 名は、候補者の職業別による名簿から選ばれ、それ以外の 6 名は、アイルランド国立大学及びダブリン大学からそれぞれ 3 名ずつ選出される（憲法第 18 条第 4 項）。

職業別の名簿は、5 つのカテゴリーがあり、次の区分により、それぞれの名簿から 5 名から 11 名が選出される（憲法第 18 条第 7 項）。

- ① アイルランド語及び文化、文学、芸術、教育、法律、医学分野
- ② 農業、水産業分野及びそれらに類するもの
- ③ 労働分野
- ④ 工業、商業分野
- ⑤ 行政、公共サービス分野

現在の議席数は、文化教育 5 名、農業等 11 名、労働 11 名、商工業 9 名、行政 7 名に振り分けられている。

選挙は、下院議員、上院議員を辞職した者及び地方自治体の議員（カウンティ及びカウンティ・バラの議員に限る。）の合計約 960 名の投票により、単記移譲式比例代表制によって選出される。

大学部門から選出される議員は、それぞれの大学の卒業生による選挙によって選出されるため、しばしばエリート重視の時代遅れの制度と批判されている。

また、残りの 11 名は、首相の指名により、選挙を経ることなく上院の議席を獲得できるため、特別な知識、見識を持った人物を議会のメンバーとすることができる制度と考えられている。しかし、歴代首相の多くは、上院における与党勢力の確保のため、下院選挙に落選した有力な候補者や党に功績のあった者を指名する傾向にあり、この制度も野党陣営からしばしば批判を浴びている。

憲法改正案などの例外事項を除いて、上院においても、法案の審議を下院よりも先に行うことができるものの、実際には下院から法案の審議が始められることが多い。上院の主な役割は、下院により可決された法案を審議修正することであり、下院発議の議案があまりにも早く法令となることを防ぐセーフガードとして機能していると考えられている。しかし、下院に比べ上院の権限が小さく、議員の選出方法についても、批判の対象となっていることから、長年にわたり上院改革が検討されているが、実施には至っていない。

（7） 下院の優越－法案等の審議過程－

憲法改正案及び財政法案については、下院に先議権がある（憲法第 21 条第 1 項、第 46 条第 2 項）が、それ以外の法案については、下院及び上院どちらからでも審議を開始できる。下院で発議され、可決された法案は上院に送られ、そこで審議及び修正することができるが、法案が修正された場合は、修正箇所について再び下院で審議が行われる（憲法第 20 条第 1 項）。また、上院で発議、可決された法案は、下院に上程されるが、下院において修正された場合は、下院で発議されたものと見なされる（憲法第 20 条第 2 項）。法案がどちらかの議院で可決され、他の議院でも承認された場合、両院を通過したものと認められる（憲法第 20 条第 3 項）。

しかし、下院で可決された法案の上院における審議は、最初に上院に送られてから 90 日以内（両院で合意されれば、それ以上長い期間となることもありうる。）とされ、下記に該当する場合であっても、上院での審議期間満了から 180 日以内に下院で可決されれば、その法案は、両議院を通過したものと見なされる（憲法第 23 条第 1 項）。

- ① 上院において法案を否決した場合
- ② 上院において態度を保留した場合（可決も否決もしない場合）
- ③ 上院で法案を修正し可決したが、下院が修正案を否決し、また、上院において方針を変更しない場合

また、財政法案の場合は、前述のとおり下院に先議権が与えられている。憲法第 22 条第 1 項によれば、財政法案とは、課税、徴収等に係る法案や国債など歳入に関する法案及び歳出に関する法案を指し、会計検査に関する法案も含まれるとされている。下院を通過した財政法案は、上院で審議されることになる（憲法第 21 条第 1 項 1）が、上院では、法案が下院から送付されてから 21 日以内に法案に対する勧告のみ行うことができる。上院において、21 日以内に法案が下院に再送付されない場合又は勧告が下院に受け入れられなかった場合でも、両院で可決されたものと見なされる（憲法第 21 条第 2 項）。

憲法の改正案の場合も、下院に先議権がある。審議の過程は、一般法案におけるそれと同様であり、下院の優越が認められている。更に、両院で可決された改正案は、国民の判断を仰ぐために国民投票にかけられることになっている（憲法第 46 条第 2 項）。

予算案は、内閣により、毎年 11 月に下院に提出されることになっており、専ら下院において審議される。ただし、税制の改正等が伴う場合には、財政法案として下院で先議され、その後上院においても審議される。したがって、予算に関しては、上院はほとんど権限を有しない。

（８） 委員会

国会は、様々な課題を専門的に取り扱うため、法制度、経済及び財政に関する課題などについて多くの委員会を設置している。委員会自体は、議決機関ではないが、委員会での調査、討論等の内容を本議会で報告したり、一般国民向けに公表したりしている。

委員会は、下院議員だけによるものと両院の議員によって構成されるものがあるが、常任委員会（Standing Committee）、特別委員会（Select Committee）、臨時委員会（Special Committee）の 3 種類に大別される。

常任委員会は、議会運営規則により総選挙の後できるだけ速やかに設置するよう規定されており、監査委員会、予算委員会、法務委員会等が組織されている。

特別委員会は、議会の裁量により設置されるものであり、下院から照会された特別な課題に対して調査、検討を行うものである。また、1997 年国会委員会法（the Committee of the House of the Oireachtas Act 1997）の規定により、証人を委員会に召喚し、必要な記録及び証拠を提出させることができる。証人は、委員会で行った発言に対しては責任を問われない。

また、臨時委員会は、特定の法案の審議を行うために設置されるものであり、下院に対

して審議結果を報告した後に解散される。

委員会制度は、より多くの議員に審議に参加できる機会を与えるとともに、法案等をより詳細に検討する場となっており、近年、委員会の数は増加傾向にある。多くの委員会は、年間を通して定期的に開かれ、公開されることが多い。

3 司法

(1) 司法制度の概要

アイルランドにおける司法制度は、1937 年の憲法改正時に現行の制度となった。

憲法第 34 条第 1 項によれば、裁判は、法の定めるところにより、裁判官により行われると規定されている。裁判官は、内閣の勧告に従って大統領により任命される（憲法第 35 条第 1 項）。

裁判官は、裁判所の機能を果たすため独立した立場にあり、在任中は、国会議員との兼職が禁止され、報酬が支給される職業等に就くことができない（憲法第 35 条第 2 項、3 項）が、不品行、不適格を理由とした国会における両院の議決がなければ失職しない（第 35 条第 4 項 1）。

憲法では、刑事裁判に関して、何人も法律の定める手続きによらなければ罰せられないと明示されており、軽犯罪については、陪審によらない略式裁判により審理を行うことができる（憲法第 38 条第 1 項、2 項）が、この規定に該当しない犯罪の裁判については、必ず陪審員制度によるとされる（憲法第 38 条第 5 項）。

アイルランドでは、裁判所は、第一審裁判所 (Courts of First instance) と終審裁判所 (Court of Final) により構成されている（憲法第 34 条第 2 項）。前者は、高等裁判所 (High Court) も含み、巡回裁判所 (Circuit Court)、地方裁判所 (District Court) などからなり（憲法第 34 条第 3 項）、必ずしも第一審のみを行う裁判所を意味しているわけではない。後者は、最高裁判所 (Supreme Court) と呼ばれている（憲法第 34 条第 4 項 1）。また、これらの裁判所では、公正さや社会の治安・秩序の確保という見地から、十分な審理が行えない可能性があるときは、法により特別裁判所を設置することができる（憲法第 38 条第 5 項）。例えば、軍事裁判所がこの規定に該当する。

それぞれの裁判所の権限・役割は、(2) のとおりである。

(2) 裁判所の権限及び役割

① 最高裁判所

最高裁判所は、最高裁判所長官 (the Chief Justice) と 7 名の裁判官の計 8 名により、構成されている。また、それ以外に高等裁判所の長官も最高裁の判事を務めることとなっている。最高裁は、高等裁判所の上訴機関にあたる（憲法第 34 条第 4 項 3）。また、刑事控訴裁判所 (the Court of Criminal Appeal) 又は司法長官が、判決が法的な見地から重要性があり、公益の確保のため最高裁で審理すべきと判断した場合は、最高裁が刑事控訴裁判所の上訴機関にもなる。更に、巡回裁判所から提出さ

れた法の適用・解釈に関する問題に対し、判断を示す権限を持ち、最高裁判所は、大統領からの照会があれば、国会を通過した法案に対して合憲か違憲かの判断を下すことができる（憲法第 34 条第 3 項 3）。

最高裁における裁判は、通常、5 名の裁判官で行われるが、最高裁の長官が指示した場合には、3 人の裁判官によって審理が進められることもある。

② 高等裁判所

1997 年法廷法（the Court Act 1997）の規定により、長官以外の高等裁判所の裁判官は、最大 24 名まで指名できるようになった。また、巡回裁判所の長官は、高等裁判所の裁判官を兼務することになっている。

高等裁判所は、法律の解釈、事実の認定、刑事、民事の全ての事項について審理する権限を持ち（憲法第 34 条第 3 項 1）、既に、最高裁で審査された事項を除き、法律が憲法に適合するかどうかを決定する権限も有している（憲法第 34 条第 3 項 2）。高等裁判所は、民事事件に関しては、巡回裁判所の上訴機関である。また、地方裁判所から送付された法律の解釈・適用に関する問題に対し判断を示したり、更に、下級裁判所が法律上裁量権を逸脱していないかどうか審査する権限を持つ。

高等裁判所に設置される刑事裁判所は、中央刑事裁判所（Central Criminal Court）と呼ばれ、巡回裁判所が担当する刑事事件以外の刑事事件に関する審理を行っている。同裁判所は、高等裁判所の長官によって指名された裁判官によって組織され、長官の指示に基づいて裁判を実施する。通常、1 名の裁判官と 12 名の陪審員により裁判が進められ、陪審員 10 名以上の絶対多数により、評決が下される。また、長官の指示により裁判官を 2 名以上とすることもできる。

③ 巡回裁判所

巡回裁判所は、アイルランド全土を 8 地域に分け、巡回を行っている。1996 年法廷法（the Court Act 1996）の規定により、長官及び 25 名の裁判官により構成されている。

刑事事件に関しては、殺人、強姦、大逆罪などの重罪を除く事件について裁判を行う。ただし、巡回裁判所で取り扱われるケースは、巡回地区で起きた事件又は起訴された者が逮捕された場所若しくはその者の住所が当該地域にある場合に限られている。中央刑事裁判所における審理と同様、12 人の陪審員により評決が下される。

民事訴訟に関しては、賠償請求額等が一定の金額を超えないケースを取り扱うことになっている。ただし、両当事者が巡回裁判所における裁判に同意した場合は、請求金額等に関係なく、巡回裁判所において審理される。また、同裁判所は、酒類販売許可の申請に係る係争についても審査を行う。

巡回裁判所は、刑事及び民事事件ともに地方裁判所の上訴機関となり、地方裁判所の判決を受けた後に控訴されたケースは、巡回裁判所における判決が最終判決となり、これ以上の上訴はできないことになっている。

④ 地方裁判所

1995 年法廷法により、地方裁判所は、長官を含む 51 名の裁判官により構成され、

アイルランド全域を 23 地区に分け 1 名以上の裁判官がそれぞれの地区を担当する。

地方裁判所における刑事裁判は、軽犯罪で略式裁判により裁判を行うことができる事件のみを扱う。また、民事訴訟についても、取り扱うことのできる事例は、巡回裁判所のそれよりも、更に小さな賠償請求金額のケースとなっている。

そのほか、刑事事件に関して、巡回裁判所及び中央刑事裁判所の上訴機関となる刑事控訴裁判所 (the Court of Criminal Appeal) や殺人事件以外の少年犯罪を裁く少年裁判所 (the Children's Court) が設置されている。

4 国家財政

(1) 制度の概要

国家予算の会計年度は、1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。以前は、英国と同様、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる制度であったが、他のヨーロッパ諸国と足並みをそろえるため、1974 年国庫及び地方財政法 (The exchequer and Local finance Act 1974) により、現在の制度に改められた。

会計は、経常会計 (Current Account) と資本会計 (Capital Account) に区分されている。経常会計及び資本会計の 2002 年度予算は、表 2-2 のとおりであり、経常会計の余剰分が資本会計の不足分を上回っており、全体的として歳入超過の状態となっている。2002 年度予算は、前年度と比べ約 11% 増加したものの、一部には、福祉、教育への一層の投資を望む声もある。

表 2-2 経常会計及び資本会計のバランス (単位：百万ユーロ)

区分	歳入予算 (a)	歳出予算 (b)	差額 (a-b)
経常会計	32, 396	26, 825	5, 571
資本会計	1, 273	6, 674	△5, 401
合計	33, 669	33, 499	170

(出展：5.12.1 Budget Table)

(2) 経常会計

① 経常支出

経常支出は、支出の効果が 1 年以上継続しない日常の運営費を賄うためのものであり、職員の給与、施設の管理・修繕費用、消耗品やサービス等の購入のための支出等が該当する。

歳出予算は、各省庁の事業費及び政府の裁量が及ばない義務的経費に区分される。後者は、借入金償還及び EU への負担金等により構成されている。経常支出の内訳は、表 2-3 のとおりであるが、保健、福祉、教育の比率が高く、この 3 部門で経常支出の 6 割以上を占めている。

表 2－3 経常支出の内訳

項 目	予算額(千ユーロ)	構成比(%)
1 事業費	(23, 402, 323)	(87. 2)
保健・児童に関するサービス	6, 493, 540	24. 2
福祉・コミュニティーサービス	5, 146, 821	19. 2
教育・科学	4, 582, 884	17. 1
警察	891, 238	3. 3
産業・雇用対策	884, 770	3. 3
農業・地域開発	817, 316	3. 0
防衛	710, 703	2. 7
環境・地方自治	674, 425	2. 5
公営企業	326, 712	1. 2
年金	325, 878	1. 2
観光・スポーツ	199, 530	0. 7
その他	2, 348, 506	8. 8
2 利子償還金	(1, 984, 400)	(7. 4)
利子	1, 474, 000	5. 5
資本支出への繰入	475, 900	1. 8
借入金管理費	34, 500	0. 1
3 負担金等	(1, 438, 600)	(5. 4)
EU への分担金等	1, 381, 000	5. 2
その他	57, 600	0. 2
4 合計	26, 825, 323	100

(1. 12. 1 The Estimates of Receipts and Expenditure for the year ending 31. 12. 02 及び 5. 12. 1 Budget Table より作成)

② 経常収入

経常収入は、税収及び税収外の収入に区分されるが、前者が全経常収入の約 94% を占めている。税収は、所得税、法人税、付加価値税 (Value Added Tax) 酒類、タバコ、石油などに課せられる物品税等からなる。税外収入は、アイルランド中央銀行の営業利益や宝くじによる収益金及び社会保険からの繰入れ収入等による収入により構成される。経常収入の詳細は、表 2－4 のとおりである。

表 2－4 経常収入の内訳

項 目	予算額(百万ユーロ)	構成比(%)
1 税収	(30,328,)	(93.6)
所得税	9,446	29.2
付加価値税	8,789	27.1
法人税	5,381	16.6
物品税	4,405	13.6
印紙税	1,220	3.8
資本利得に対する課税	909	2.8
関税	167	0.5
その他	11	0.0
2 税収外収入	(2,068)	(6.4)
社会保険繰入れ	635	2.0
中央銀行営業益	475	1.5
宝くじ収益金	177	0.5
貸付金利息等	53	0.2
政府基金繰入れ	610	1.9
その他	118	0.3
3 合計	32,396	100

(出展：5.12.1 Budget Table)

(3) 資本金計

① 資本支出

資本支出とは、会計年度を超えて支出の効果が及ぶ社会資本の形成のために投下される費用などを賄うものであり、土地・建物の購入費用や道路・橋梁などの建設費用等の支出を指す。

資本支出も経常支出と同様、各省庁の事業費及び義務的経費からなる。後者は、ヨーロッパ銀行への出資金やヨーロッパ地域開発基金等への償還金及び年金基金への出資金などが含まれる。

各省庁の事業費のうち、環境・地方自治に関する予算が突出しており、全体の約41%となっている。このうち、約90%が地方自治体への移転支出であり、実際の予算執行は、地方自治体によって行われる。資本支出の内訳は、表2－5のとおりである。

表 2－5 資本支出の内訳

項 目	予算額(千ユーロ)	構成比(%)
1 事業費	(5, 525, 597)	(82. 8)
環境・地方自治	2, 738, 726	41. 0
教育・科学	606, 448	9. 1
公営企業	502, 676	7. 5
保健・子供に関するサービス	485, 575	7. 3
産業・雇用対策	242, 579	3. 6
庁舎等建設・管理	220, 257	3. 3
エネルギー供給・資源開発	136, 889	2. 1
農業・地域開発	112, 109	1. 7
観光・スポーツ	94, 697	1. 4
その他	385, 641	5. 8
2 出資金及び償還金	(113, 975)	(1. 7)
EU 関連出資金及び償還金	113, 975	1. 7
3 年金基金への出資金	(1, 034, 500)	(15. 5)
年金基金への出資金	1, 034, 500	15. 5
4 合計	6, 674, 072	100

(1. 12. 1 The Estimates of Receipts and Expenditure for the year ending 31. 12. 02 及び 5. 12. 1 Budget Table により作成)

② 資本収入

資本収入の内訳は、表 2－6 のとおりである。この内、EU の基金からの収入が全収入の 50%以上を占め、アイルランドの財政が EU に大きく依存していることを示している。その他の主な資本収入としては、経常会計からの余剰金の繰入金及び土地・建物等の資本売却収入が挙げられる。

表 2－6 資本収入の内訳

項 目	予算額(百万ユーロ)	構成比(%)
経常会計からの繰入金	476	37. 4
結束資金 (*1)	175	13. 7
ヨーロッパ地域開発基金(*2)	403	31. 7
農業指導保証基金(*3)	102	8. 0
資本売却収入	64	5. 0
貸付金償還金	14	1. 1
その他	39	3. 1
合計	1,273	100

(*1) 結束資金 (Cohesion Fund) は、EU 域内の経済後進国と見られるアイルラン

ド、ギリシア、スペイン、ポルトガルの4国のみ配分されており、運輸関連のインフラ整備のための資金となる。

(*2) ヨーロッパ地域開発資金 (European Regional Development Fund) は、域内の経済格差を解消するためのインフラ整備に供されている。

(*3) 農業指導保証基金 (FEOGA) は、域内の共通農業政策に対する価格・所得支持に係る支出のために配分されている。

(出展：5.12.1 Budget Table)

¹ 司法長官は、内閣に対して法律面における助言を行うことを主な役割としており、内閣の一員ではないが、閣議等に出席し意見等を述べることができる。

第3章 地方自治制度

1 地方自治制度の変遷

アイルランドの地方自治制度の根幹は、1898 年地方自治法によって形成されたといわれている。1998 年は、アイルランドに地方自治体が設置されてから 100 周年にあたり、様々な記念式典が行われるとともに、地方自治制度の民主化及び地方分権の推進の観点から、より一層の改革が進められることとなった。

アイルランドにおける地方自治制度の変遷は、（１）創成期、（２）1970 年代から 80 年代、（３）1990 年代、（４）2000 年代に分けて順に説明を加えていくが、その概略は表 3－1 のとおりである。

表 3－1 地方自治制度の変遷の概略¹

1893 年	地方自治法（アイルランド）(*1)	カウンティ及びカウンティ・バラが設置された。
1899 年		初の地方選挙が実施され、地方議会が開催された。
1922 年	アイルランド自由国成立	北部アルスター地区を分離し、英国の自治領としてアイルランド自由国が成立した。
1937 年	アイルランド共和国成立	英国より完全な独立を果すが、依然として英連邦の一員として留まった。
1949 年	英連邦離脱	
1970 年	保健法	全国に 8 つの地域保健委員会が設置され、地方自治体から保健サービスに係る機能が委譲された。
1973 年		欧州経済共同体（現在の EU）加盟
1978 年	住居用資産に係るレイト（地方税）の廃止決定	これによる自治体の財源不足分は、政府が全額補填することとなった。
1983 年	農地に係るレイトの廃止決定	政府による自治体の財源不足に対する 100%の補填義務がなくなった。
1985 年	地方自治法	ダブリン・カウンティの分割・再編の方針が示された。
1991 年	バーリントン報告が政府へ提出	この報告に基づいた自治体の改革が行われることとなった。

1991 年	地方自治法	ウルトラ・バイアスが緩和された。また、地方自治体間のサービス格差を解消するための地域自治組織の創設が定められた。
1997 年	ヨーロッパ地方自治憲章批准	これ以降、憲法及び地方自治法の改正にヨーロッパ地方自治憲章の精神が盛り込まれるようになった。
1997 年	情報公開法	国と地方自治体等に共通する情報公開のルールが定められた。
1998 年	地方自治法	地方自治体基金（後述）が創設された。
1999 年	憲法改正	地方自治に関する規定が憲法に追加された。
2001 年	地方自治法	地方議員の役割の強化、住民の地方行政への参加促進等が図られた。

(*1)英国の統治下にあつては、アイルランドに適用される地方自治法は、イングランド等に適用されるものと区別され、「地方自治法（アイルランド）」と明記されていた。

（１）地方自治制度の創成期

アイルランドには、中世の時代から自治組織が存在し、その機能は、地域の治安・秩序を維持することであり、地方議員の役割も果していた陪審員（Grand Jury）の支援の下、カウンティ・シェリフ（County Sheriff）と呼ばれた執行官によって運営されていた。その後、経済、社会状況の変化に伴い、地域住民の需要に応じて、衛生、港湾管理等を行う特定の自治組織が形成されていった。

英国統治下の 1838 年には、公衆衛生、環境サービス、貧困対策のために、カウンティ、バラ、タウンなどの自治組織とともに貧民救済組合が設置された。また、1880 年までには、都市部に存在していた大規模な自治組織は、多目的な機能を有するようになり、バラの一部は、アーバン・ディストリクト・カウンスル（Urban District Council）と呼ばれるようになった。非都市部には、都市部に比べ機能は限定されたものであったが、タウン・コミッショナー（Council Commissioner）が設置された。

1898 年には、地方自治法（Local Government（Ireland）Act1898）が制定され、地方団体の民主化と効率化の観点から、地方団体の見直しが行われ、アイルランドにおける地方自治制度の基礎が確立することとなった。この法律により、直接選挙で選出された議員によって運営されるカウンティ（county）と呼ばれる自治体が創設され、専ら公衆衛生サービスを担うルーラル・ディストリクト・カウンスル（Rural District Council）も設置されることとなった。1899 年には、アイルランドで最初の地方選挙が実施され、地方議会が開催されることとなった。

新たなカウンティの設置により、上層のカウンティと下層のバラ・コーポレーション、アーバン・ディストリクト・カウンスル及びタウン・コミッショナーの2層制の自治体構造となった。しかし、ダブリンやコークなどの大規模なバラは、カウンティと同等の機能・権限を有するカウンティ・バラとなり、一層制の自治体となった。

このように、アイルランドの地方自治制度の基礎部分は、英国により形成され、英国の地方自治制度とともに発展を遂げていくが、1922年、アイルランド自由国成立以後は、独自の自治制度を確立していくこととなった。

1923年には、貧民救済組合が廃止され、1925年には、ルーラル・ディストリクト・カウンスルが廃止された。その結果、両者の事務は、カウンティに委譲されることとなった。また、この頃になると、小規模な自治体が財政難や行政需要の変化に対応することができず、その権限・機能をカウンティに譲り渡すようになった。更に、カウンティにマネージャー制度が導入され、カウンティ・マネージャーが全てのカウンティ内の自治体のマネージャーを兼ねることとなったため、カウンティとその内部の自治体との一体化が進むこととなった。

また、1920年代から1950年代にかけては、地方自治体は、政府の執行機関の一部という考え方が支配的となり、中央政府による地方自治体に対する管理・監督が徐々に強化された時期でもあった。政府が担当するサービスの一部は、政府の指示の下、自治体によって提供されるようになり、その執行状況については、監視の対象とされた。その後、1970年代に至るまで、地方自治制度に大きな改革はもたらされなかった。

（2）1970年代及び1980年代の動き

1970年に保健法（Health Act1970）が施行され、1976年までに保健サービスに係る事務が地方自治体から地域保健委員会（Regional Health Board）へ委譲された。同委員会は、従来地方自治体が行っていた保健業務を引き継ぎ、病院・保健所・疾病予防等に関する業務を行うこととなり、地方自治体が経営していた病院も同委員会へ移管されることとなった。

また、公営住宅の建設、管理等にかかる費用の大半は、国の補助金により賄われることとなった。これらの措置は、保健サービス及び公営住宅の供給が多くの自治体において財政的な負担をもたらしていたため、地方財政負担の軽減を図ることがねらいであった。

しかし、1977年には、レート（Rate）と呼ばれる地方税に関して、住宅用資産に係るレート（ドメスティック・レート）が、1982年には、農地に係るレートが相次いで廃止された。これに伴う地方自治体の収入の減少分については、政府が補填することになったため、地方自治体が財政面において一層政府に依存することとなった。

1980年代の改革としては、1985年地方自治法により、ダブリン・カウンティ（Dublin County）を分割し、新たな3つのカウンティを創設することを前提に、その選挙区が3つに分けられたことがあげられる。ダブリン・カウンティは、ダブリン・カウンティ・バラ（Dublin County Boroughs）の周囲を取り囲むようにして位置していたが、人口増加が著しく十分な行政対応が困難となり、行政区域の変更が検討されていた。実際には、

1991 年地方自治法により、1994 年 1 月からフィンガル(Fingal)、サウス・ダブリン(South Dublin)、ダン・リーリ・ラスダウン(Du' n Laoghaire/Rathdown)の新たな 3 カウンティが設置され、ダブリン・カウンティ及びダブリン・カウンティと隣接していたダン・リーリ・バラが廃止された。

(3) 1990 年代の動き

1990 年代に入り、自治体の民主的な運営及び権限委譲のための改革が進められて行った。

1991 年 3 月には、地方自治体の制度改革に関する諮問委員会の報告書（バーリントン報告：Barrington Report）が政府に提出された。同委員会は、政府と自治体との関係について協議を重ね、国全体の行政システムの中で地方自治体が果すべき役割を強化するため地方分権を進めることなど、以下の勧告を行っている。

- ① アイルランドがヨーロッパ地方自治憲章を批准すること。
- ② 地方自治体が民主的な討論の場であり、地域を代表する役割を果たすことを法律に明記すること。
- ③ 地方自治体に対する憲法上の位置づけを行うこと。

バーリントン報告を受け、政府は、1991 年地方自治法により、地方自治体に対するウルトラ・バイアス (ultra vires) 原理の緩和を実施した。

ウルトラ・バイアスとは、地方自治体の全ての行為は、国会の定めた法律に基づく権限の裏付けがなければならないという原則を意味し、自治体が法律に規定されていない行為を行うことは、違法と見なされていた。もし、自治体が法的に根拠のない行為を行えば、裁判所によって、当該行為の実行を停止され、その行為に責任があった職員に対し不当支出の賠償責任が課せられることとなる。しかし、この原理を厳密に適用されれば、地方自治体は厳しい制約を受けることになり、また、政府は、地方自治体が行政目的を達成するために必要な全ての行為について法制化する必要があることとなる。

1991 年地方自治法第 6 条において、「地方自治体は、他の法律で設置された機関の権限の行使を侵害しない限り、地域社会の利益の増進に結び付く必要かつ望ましいと考えられるいかなる行為も行うことができる。」と規定し、条件付きながらも、自治体が法律に規定されていない行為についても、自由裁量により実施できる権限を認めることとなった。これにより、地方自治体では、スポーツ、レクリエーション、文化、アメニティーなどに対する支援や地域コミュニティに対する助成を行うことができるようになり、他のヨーロッパ諸国の自治体とほぼ同様の権限・機能を享受できるようになった。

また、同法により、リージョン (region: 地域) という地方団体が設置されることとなった。この組織の設置目的は、国とカウンティの間に地方団体を設け、調整機能を付与することにより、地域間のサービス格差を是正することである。現在、地域自治体 (Regional Authority) 及び地域議会 (Regional Assembly) と呼ばれる地方自治体関連組織が設置され、EU の資金援助を受けた事業の執行状況のチェック等の機能を担っている。

1997 年 10 月、アイルランドは、バーリントン報告の勧告に従って、ヨーロッパ地方自治憲章を批准した。ヨーロッパ地方自治憲章は、地方自治体の基本理念について定義されており、1986 年にヨーロッパ評議会（Council of Europe）において定められ、既にベルギー、フランス、英国等が批准済みであった。以後、アイルランドにおいても自治体の基盤強化及びより一層の民主的な自治体運営のための改革が加速度的に実施されていく。

1999 年、アイルランドでは、自治体に関する規定が初めて憲法に盛り込まれた。ヨーロッパ自治憲章第 4 条第 1 項によれば、「地方自治体の基本的な権限と責務は、憲法又はこれに順ずるような基本法において規定されなければならない。ただし、法律に違反しない限りにおいて、地方自治体に対し、特定の事項に係る規定を設ける権限及び責務を与えることを妨げるものではない。」と定められており、この規定に沿って、憲法の改正が実施された。それ以前は、憲法上に地方自治体そのものに関する条項はなく、大統領候補者の指名に関する自治体の役割について述べられているだけであった。

地方自治体に関する憲法上の規定は、憲法第 28A 条第 1 項から同第 5 項にわたって以下のとおり記載されている。

憲法 28A 条

1. 国は、地方自治体が法律により付与された地方レベルにおける権限と機能を執行し、かつ地域における福祉の向上を促進するための民主的な地域の代表組織としての役割を果たすことを承認する。
2. 地方自治体は、法律の規定に沿って直接選挙により選出された議員により組織され、その権限・機能は、憲法の範囲内で決定された法律の規定に従って執行されなければならない。
3. 地方自治体の議員の選挙は、法律の規定に従って最後の選挙があった年から 5 年以内に行われなければならない。
4. 下院議員の選挙権を持つ者及び法律により定められた者は、憲法第 28A 条第 2 項の規定に基づき地方自治体の議員を選出するための選挙権を持つ。
5. 地方自治体の議員に欠員が生じた時は、憲法第 28A 条第 2 項の規定に基づき法律に従って補充されなければならない。

また、ヨーロッパ地方自治憲章の規定に沿って、地方財政における改革も実施された。同憲章第 9 条第 7 項によれば、「地方自治体に対する補助金又は交付金は、可能な限り、特定目的に限定されないものでなければならない。補助金又は交付金の交付は、地方自治体はその権限の範囲内において政策的な裁量権を行使する基本的自由を奪うものであってはならない。」と規定されている。1990 年代においても、地方財政における改革が進められたが、中でも一番大きな改革は、1998 年地方自治法による地方自治体基金（Local Government Fund 又は General Fund）の創設であった。地方自治体基金は、経常収入における多くの目的補助金に取って代わるものであり、地方自治体にとっては、自由裁量により支出できる国からの移転財源を確保することとなった。

更に 1997 年情報公開法（The Freedom of Information Act）が 1998 年 10 月から適用され、地方自治体の情報公開制度が整備されるとともに、透明性が促進されることとなっ

た。また、1999 年 7 月には、身体障害者の雇用機会を確保するため、地方自治体における障害者の雇用規則（Code of Practice for Employment of People with Disabilities in Local Authority Service）が發布され、地方自治体への障害者雇用を促進することとなった。同規則は、障害者に対する求人、能力開発、雇用の維持といった雇用に関する基本的な事項だけでなく、職場の設備、安全、健康管理などの福利・厚生面についても言及している。

（４）2000 年代の動き

2001 年地方自治法（Local Government Act 2001）は、大統領が 2001 年 7 月 21 日に同法案に署名し、発効した。同法は、憲法に規定された地方自治に関する基本的な事項を踏まえつつ、1893 年以来、改正が繰り返されてきた地方自治法を集約するとともに、地方自治体を刷新するためのプログラムが組み込まれている。改正のポイントは、以下の 4 点である。

- ① 地方議員の役割を高めること。
- ② 地方自治体の運営に地域のコミュニティー等の参加を促すこと。
- ③ 地方自治体に関する法整備を行うとともに、地方自治体が効果的かつ効率的に運用されるよう、財政や行政手続の新たな枠組みを示すこと。
- ④ 地方自治体改革のための計画を強化すること。

具体的には、他の機関とのパートナーシップによる計画策定の方法、レクリエーション、文化・芸術、社会参加プログラムへの支援のためのコミュニティー基金（Community Fund）の創設、議会への市民、報道機関のアクセスなどについて規定されている。2001 年地方自治法は、今後のアイルランドにおける地方自治の方向性を定めているともいえる。

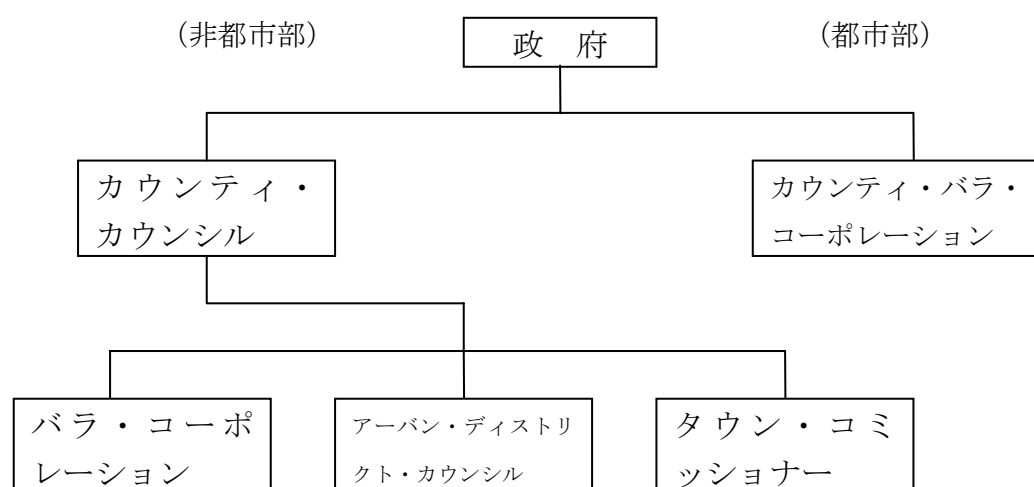
2 地方自治体の構造

アイルランドにおける地方自治体の構造は、図 3-2 のとおりである。

非都市部においては、基本的に上層のカウンティと下層のバラ・コーポレーション（Borough Corporation）、アーバン・ディストリクト・カウンスル（Urban District Council）及びタウン・コミッショナー（Town Commissioner）の二層制となっている。地方自治制度の変遷の過程で、カウンティの下に位置していた自治体がカウンティに機能・権限を委譲した結果、日本の制度とは異なり、カウンティの下位の団体がそのカウンティの全域に存在しているわけではない。つまり、同じカウンティの中にでも、カウンティのみの一層制とカウンティとその下位団体による二層制の構造となっているところが混在している。

首都ダブリンや南部のコーク（Cork）などの都市部においては、カウンティ・バラ・コーポレーション（County Borough Corporation）のみの一層制となっており、特別市として、カウンティと同等の権限・機能を有している。

図 3－2



なお、2001 年地方自治法第 11 条により、表 3－3 のとおり自治体区分の名称が変更された。しかし、新自治体の機能は、それぞれの旧組織のそれを引き継ぐこととなった。また、最近の資料・統計においてもまだ新名称に対応しておらず、旧バラ・コーポレーション、旧アーバン・ディストリクト・カウンスル及び旧タウン・コミッショナーの厳密な区別がなされているため、本書においては、引き続き旧名称を使用する。

表 3－3

旧名称	新名称
カウンティ・カウンスル	カウンティ・カウンスル（変更なし）
カウンティ・バラ・コーポレーション	シティ・カウンスル（City Council）
バラ・コーポレーション	タウン・カウンスル（Town Council）
アーバン・ディストリクト・カウンスル	
タウン・コミッション	

（1） カウンティ・カウンスル

カウンティ・カウンスル（以下「カウンティ」と略称する）は、アイルランドにおける最も主要な自治体であり、全国で 29 団体が設置されている。我が国における県に相当し、法律に定められた全ての機能・権限を有している。

カウンティの人口による分布は、表 3－4 のとおりであり、平均人口は、98.8 千人である。大きな自治体では、コーク・カウンティやサウス・ダブリン・カウンティのように 200 千人を超えるところもあるが、最も人口が少ないロングフォード・カウンティは、約 30 千人となっている。

表 3－4 人口によるカウンティの分類

人口	数
200,001～	2
150,001～200,000	2
100,001～150,000	9
50,001～100,000	13
～ 50,000	3

(Statistical YearBook of Ireland 2001 Table1.3 を基に作表)

(2) カウンティ・バラ・コーポレーション

現在、全国で5のカウンティ・バラ・コーポレーション（以下「カウンティ・バラ」と略称する。）が設置されている。ダブリン以外のカウンティ・バラは、地図上はカウンティの中に位置しているが、前述のとおり、カウンティと同等の機能等を果している。

それぞれのカウンティ・バラの人口は、表 3－5 のとおりであるが、カウンティの平均人口よりも多くの人口を抱えているところもあり、都市部における多種多様な行政需要への対応を行っている。

表 3－5 カウンティ・バラの人口

カウンシル・バラ名称	人口
ダブリン (Dublin)	481,854
コーク (Cork)	127,187
リムリック (Limerick)	52,039
ウォーターフォード (Waterford)	42,540
ゴールウェイ (Galway)	57,241
平均	152,118

(出展：Statistical YearBook of Ireland 2001 Table1.3)

(3) バラ・コーポレーション及びアーバン・ディストリクト・カウンシル

バラ・コーポレーションは、全国に5団体、アーバン・ディストリクト・カウンシルは49 団体が設置されている。両者をまとめてアーバン・オーソリティー (Urban Authority) と称することもあり、同列に扱われている。両者の違いは、バラ・コーポレーションが代表者として市長 (Mayor) を、アーバン・ディストリクト・カウンシルは、議長 (Chairman または Cathaoirleach) を選出することであり、儀礼的な違いでしかない。

バラ・コーポレーション及びアーバン・ディストリクト・カウンシルは、公営住宅の建設、開発計画、レイトの賦課・徴収などの権限を持ち、カウンティに類似した機能を有していると言えるが、カウンティ固有の事務に関しては、アーバン・オーソリティーの管轄地区であっても、カウンティが担当する。専らカウンティが実施しなければならない主な

固有の事務は、以下のとおりである。

- ① 自動車税の賦課・徴収
- ② 図書館の建設・管理
- ③ 国道の管理及び地域道路の建設・管理
- ④ 消防
- ⑤ 建築物に関する規制
- ⑥ 防災計画
- ⑦ 公害対策

また、2003 年度から上下水道の管理は、アーバン・オーソリティーからカウンティに移管される予定である。

（４） タウン・コミッショナー

タウン・コミッショナーは、現在 26 設置されているが、その主な業務は、公営住宅や公園などの管理や選挙人名簿の作成等、非常に限られており、政策策定に関する権限や徴税権も与えられていない。タウン・コミッショナーは、行政機関というよりはむしろ地域住民を代表する組織として、地域の福祉や利便性の向上のための意見調整をし、カウンティに伝達する機能を担っている。したがって、タウン・コミッショナーが存在する地域におけるほとんどの行政サービスは、カウンティによって供給されている。

タウン・コミッショナーの議員定数は、法により 9 名と決められているが、職員がパートタイム 1 人だけというところもある。このような小さな自治体が存在しているのは、1898 年地方自治体法の施行以来、基本的な自治体の構造に変化がなかったことを示している。

3 地方自治体の内部構造

地方自治体は、議会と執行機関により構成され、議会は政策を策定し、その政策を実施するのが執行機関であるというように、それぞれの機関の役割は明確に区分されている。ただし、議会又は執行機関により実施された行為は、どちらが実施したかにかかわらず、自治体を代表して行われたものと見なされる。

（１） 議会

議会は、憲法第 28A 条第 2 項の規定により、住民の直接選挙によって選出された議員により構成される。議員は、パートタイムであり、議会の出席に係る費用を手当として支給されていたが、無給であったが、現在では、このような手当に加え報酬も支給されるようになった（地方自治法第 142 第 1 項、第 2 項：以下、単に法という。）。

議会は、法令に従って議長（Cathaoirleach）及び副議長（Leas- Cathaoirleach）を置く（法第 31 条第 1 項）。議事は、議長により進められる（法第 31 条第 4 項）。また、議長は儀礼的なイベント等では、対外的に自治体の代表者となる。カウンティ・バラでは、

議長及び副議長をメイヤー (Mayor) 及びデプティ・メイヤー (Deputy Mayor) と呼び、特にダブリンとコークの両カウンティ・バラでは、ロード・メイヤー (Lord Mayor) 及びデプティ・ロード・メイヤー (Deputy Lord Mayor) と称している。

議長及び副議長は、毎年の本会議開催時に議員の中から選出される (法第 36 条第 1 項)。ただし、上院及び下院に議席を有する議員は、自治体の議長及び副議長になることができない (法第 36 条第 3 項)。議長候補となるためには、他の議員の 1 名以上の推薦が必要であり、この推薦を受け入れた議員が候補者となる。候補者が 1 名の場合は、投票が行われずその者が議長に就任するが、2 名以上の候補者が存在する場合は、投票により、投票数の過半数を獲得したものが議長に当選する (法第 37 条)。また、全議員の 1/3 以上の署名と失職の理由が事務局に提出されると臨時議会が召集され、議長及び副議長は、投票数の 3/4 以上の賛成により失職する (法第 34 条第 1 項、第 2 項)。

なお、2004 年からカウンティとカウンティ・バラの議長は、住民による直接選挙によって選出されることとなっており (法第 40 条)、現在の議長より大きな権限を有することになると予測される。しかし、2001 年地方自治法では、5 年ごとに選挙が行われること以外に、新たな議長にどのような権限・機能を与えられるか明らかにされていないため、今後の法整備が待たれるところである。

議会は、法令等により定められた権限・機能を議決に基づいて執行する留保機能 (Reserved Function) を持つ (法第 131 条第 1 項)。留保機能に該当する主な行為は、地方税の税率や借入金の額を決定すること、開発及び住宅供給計画の策定、条例の制定・改廃などである。また、議会は、地域の代弁者でもある議員が行政サービスなどのあり方等について、討論を重ねる場となっている。議会は、郡部においては、月 1 回 4 時間程度、定期的に行われており、都市部では、より頻繁かつ長めに開かれる傾向にある。

かつては、議会を公開とするか否かは、地方自治体の決定にゆだねられており、住民やマスコミが議会を傍聴できる法的な権利は明らかではなかったが、2001 年地方自治法第 45 条第 2 項により、住民の代表やマスコミが議会に出席できる権利が規定された。また、議会を公開しないのは、特別の場合に限られるとし、全議員の 1/2 以上の賛成が必要とされることとなった (法第 45 条第 3 項、4 項)。

(2) 戦略的政策委員会 (SPCs)

戦略的政策委員会 (SPCs : Strategic Policy Committees) は、従来の分野別の委員会制度に代わる新たな組織として、1997 年 11 月に環境自治省から公表されたガイドラインにより、カウンティとカウンティ・バラに設置されるようになり、2001 年地方自治法によって、法的な位置付けが明記された。

同法第 48 条第 1 項によれば、カウンティとカウンティ・バラは、自治体の組織、開発計画、政策の実施状況の把握及び見直し等について検討し、自治体に対して助言を行うため戦略的政策委員会を組織しなければならないと規定している。

戦略的政策委員会は、議員と議員以外の者により構成され、その委員長は、議員の 1 人が務めることとなっている (法第 48 条第 2 項)。ガイドラインによれば、社会的に恵ま

れないグループ、農業、産業界、労働組合等、様々な集団の利益を反映させるために、委員の1/3は、議員以外の者から選ばれるとしている。また、委員長及び委員の任期は、3年以上とする（法48条第3項）と定められており、同委員会の委員は、政策策定の専門家として、その能力を高め、それを十分に発揮できるよう、できるだけ長い期間委員を務めることが奨励されている。

戦略的政策委員会は、政策決定に際し、より組織的かつ包括的なアプローチを行うことを目的としており、政策策定過程における議員の役割を高めるものであると考えられる。また、地方自治体と民間組織による地域レベルでのパートナーシップを促進することも期待されている。同委員会は、専ら政策策定のための機関であり、政策決定の権限は与えられていない。そのため、政策委員会で策定された政策は、議会に上程され、議会での審議を経て最終決定されることとなる。戦略的政策委員会の活動は、自治体の年次報告書に盛り込まなければならない（法第48条第6項）。

前述のとおり、戦略的政策委員会は、カウンティ及びカウンティ・バラにおいて設置されるが、カウンティの下位団体においては、地方自治体政策委員会（Municipal Policy Committees）を設置することができる（法第49条第1項）。地方自治体政策委員会は、設置の目的、委員の構成要件など戦略的政策委員会と同様であり、限られた地域の政策策定に従事することとなった。

ガイドラインでは、戦略的政策委員会の下部組織として、地区委員会（Area Committees）を組織するよう要請しており、同法においても、カウンティ及びカウンティ・バラは、議会の議決により地域委員会を設置できると規定している（法第50条第1項）。地区委員会は、当該地区の議員により構成され、その地区における日常的な課題について議論される。つまり、戦略的政策委員会においては、特定の地区における課題については、細かく検討する必要がなく、地域全体の戦略策定に集中できることになる。戦略的政策委員会及び地区委員会は、一般に公開されていない。

（3）執行機関

議会が政策の策定機能を担う一方で、執行機関の任務は、議会の決定事項に従って、地方自治体に課せられた日常の事務を執行することであるといえる。

執行機関は、全てフルタイムの公務員によって構成されており、アイルランド全体で3万650名（1998年12月末）が事務、管理、専門、技術職員として従事している。執行機関の長は、マネージャーと称され、カウンティ及びカウンティ・バラには必ず設置することとなっており（法第144条第1項）、特にカウンティ・マネージャーは、当該カウンティ内に存在する下位自治体のマネージャーを兼任する（法第144条第2項）。

マネージャーは、地方自治体によって雇用されている職員の1人であるが、執行機関に係る全ての事務を管理・監督する非常に重要な地位を占めており、その採用及び解職については、法の規定に基づいて行われる。

マネージャーの採用は、1926年地方自治体（職員）法（The Local Authorities(Officers and Employees)Act）の規定により、地方公務員指名委員会（The

Local Appointments Commission) の推薦に基づいて、地方自治体が任命する。

地方公務員指名委員会は3名から成り、下院議員1名（委員長）、環境自治省及び保健・児童省の事務次官が委員を務めており、地方自治体の幹部職員の能力主義に基づいた公平な採用、機会の均等などを原則にして運営されている。したがって、マネージャーを自治体内部の昇進制度により、登用することはできない。しかし、ほとんどのマネージャーは、地方自治体における仕事に従事した経験を持っており、このようなキャリアのない者がマネージャーとして委員会から推薦されることは、非常に稀なことであるといえる。

マネージャーの任期は、担当大臣が規則により定めることとなっており（法第147条第1項）、その任期は7年間であるが、3年間の契約延長が可能である。任期満了後は、再び競争選考の結果、同じ職に留まることが可能であるが、多くは、他の自治体のマネージャーとしての道を選択するようである。

マネージャーは、不適当な行為があった場合や職務の遂行が不十分である場合には、議会の議決により停職または免職される（法第147条第1項）。つまり、全議員の1/3の署名及びその理由が事務局に提出されることにより、特別議会が召集され、出席議員の3/4以上の賛成をもって、停職及び解職が決定される（法第147条第2項、第5項）。また、停職中のマネージャーは、担当大臣が独立の諮問機関による勧告を承認した場合には失職する（法第147条第6項、7項）。

前述のとおり、アイルランドにおける地方自治の基本的な枠組みは、英国によって形成されたが、マネージャーは、アメリカの経営システムから取り入れられたものであり、いわゆる取締役会と担当マネージャーとの関係を1920年代に行政システムに応用したものである。

マネージャーの職責は、次の2つの事項に集約される（法第149条第2項）。

- ① 地方自治体の効率的かつ効果的な運営に努めること。
- ② 議会が留保機能によって決定した事項を遅滞なく実施すること。

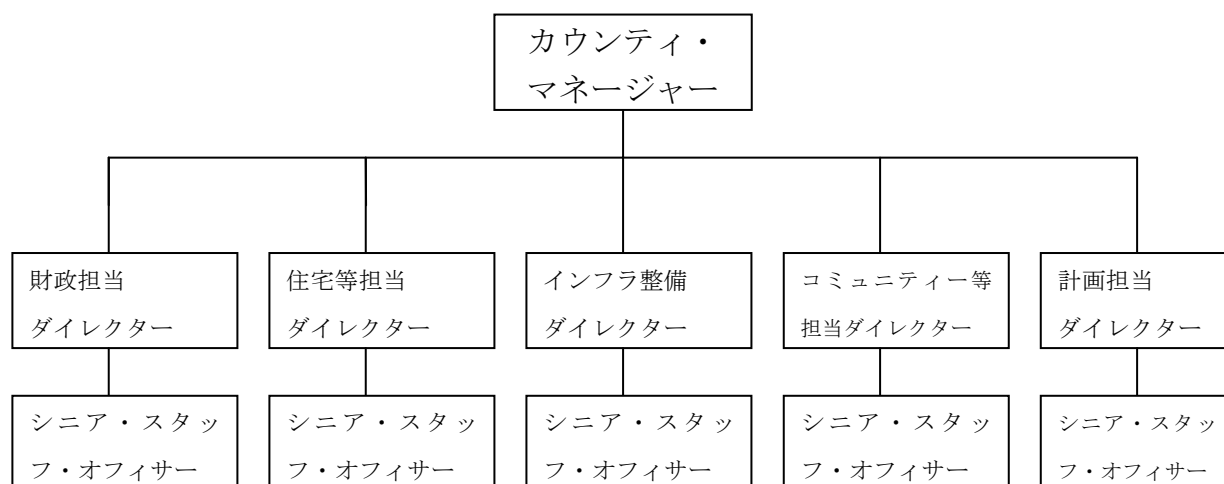
これらの任務を果たすために、マネージャーには、執行機能（Executive Function）が賦与されており（法第149条第3項）、留保機能に含まれない機能等は、すべて執行機能に該当すると定められている（法第149条第4項）。具体的には、入札の執行及び契約の締結、地方税の課税・徴収、開発計画等に対する審査及び許可の決定、公営住宅の供給などが挙げられる。

執行機関の構造は、各自治体により異なるが、以前はマネージャー以下、議会と執行機関との調整業務を行うカウンティ・セクレタリー（County Secretary）及び財政部門を統括するファイナンス・オフィサー（Finance Officer）が設置されていた。現在では、カウンティ・セクレタリーのポジションは廃止され、ファイナンス・オフィサーについても、各サービス部門の責任者となる部長職（Director）の1つとなった。各部長は、担当分野について、情報の提供や討論のための資料作成などを通じて戦略的政策委員会をサポートする役目を担うこととなった。

一例をあげると、カーロー・カンティでは、財政、住宅及び総合政策、インフラ整備など5名の部長が配置されており、以下、シニア・スタッフ・オフィサーなどの管理職が配属

され、幹部組織は、図 3－6 のとおりとなっている。

図 3－6



（４） 議会と執行機関の関係

以上のように、議会と執行機関の役割は、法律上明確に区分されているが、それぞれの機能を十分に発揮し、スムーズに自治体を運営していくためには、両者の協調関係が非常に重要となる。

留保機能に係るマネージャーの義務として、議会が留保機能を行使する際には、法的地見地から議会をサポートする他、議会に対し適切なアドバイスを行うことが定められており、議会は、議決に際し、マネージャーからの助言・勧告を考慮に入れなければならないとされている（法第 132 条第 1 項、第 2 項）。

また、マネージャーは、議長及び議会に対して以下の義務を負っている。

- ① 議長又は議会から要請があった場合は、その地方自治体に係るあらゆる事項について情報を提供すること（法第 136 条）。
- ② 議会から要請された場合は、地方自治体の事業に係る執行計画及び費用について報告すること。（法第 137 条第 1 項）
- ③ メンテナンス及び修繕を除く工事に着手する前に当該工事の内容及び費用について議会に報告すること（法第 138 条第 1 項）。

法第 138 条第 1 項に関して、議会は議決の上、工事の執行を差し止めることをマネージャーに指示することができ、マネージャーは、議会が決定した意思に従わなければならない（法第 139 条第 1 項、第 2 項）。また、議会は、議決によりマネージャーに対し事業の執行を指示したり、その執行の手順を示したりすることができる（法第 140 条第 2 項）。

以上のように、マネージャーは、議会に対して報告や情報提供の義務を負っており、議会の監視の下に置かれているが、その一方で投票権はないものの、議会に出席し、発言する権利があり、議員とともに討論に加わることができる（法 152 条第 1 項）。議会に出席した場合は、議会の求めに応じアドバイスや情報提供を行うほか、議会での討論内容に関

係している職員が議会に出席できるよう手配をすることが可能である（法第 152 条第 3 項）。マネージャーが議会での討論に加わることにより、議会と執行機関とのバランスを取ることができ、同時に意見調整も可能となるため、両者が共同して自治体の運営を進めていくことが可能となっている。

（５）統合政策委員会（CPG）

2001 年の地方自治法により、議会の政策策定能力を高めるとともに議会と執行機関との連携をより一層強化するため、カウンティ及びカウンティ・バラは、統合政策委員会（Corporate policy group）を組織することが義務付けられた。同委員会は、本会議の議長及び戦略的政策委員会の議長によって構成され、その議長は、本会議の議長が努めることとなっている（法第 133 条第 1 項）。

統合政策委員会は、政策の立案、実施状況の監視、政策の再検討などに関して、議会への勧告及び支援を行うことを目的のひとつとしているが、戦略的政策委員会への検討事項の割り振りや委員会間の意見調整も担当する。ただし、戦略的政策委員会の決定事項を直接議会に提出することを妨げるものではないと規定されている（法第 133 条第 2 項）。

統合政策委員会における最も重要な役割は、統合計画（Corporate Plan）案を立案することである。統合計画は、地方自治体の最も基本となるべき計画と位置付けられており、次の内容を含むものと規定されている（法 134 条第 6 項）。

- ① 地方自治体の主な活動
- ② 地方自治体の主な活動の目的（目標）及び優先事項並びに目的達成のための戦略
- ③ 適切なサービス指針による行政評価と最良のサービス提供のための手段
- ④ 研修及び能力開発を含む人事管理の方法
- ⑤ 議会と執行機関との連携、情報技術、効率的かつよりよいサービスの提供、統合計画の実施を考慮した自治体の組織構造
- ⑥ その他、担当大臣が発するガイドラインに定められた事項

統合計画は、地方選挙の年の本議会が開催された日から 6 ヶ月以内に策定しなければならないと規定されている（法第 134 条第 1 項 a）。マネージャーが統合計画の原案を統合政策委員会との協議により作成することになっており、そのための会議の設定等もマネージャーが行う（法第 134 条第 3 項）。しかし、決められた期日までに統合計画の案を策定し、議会に提出するのは、統合政策委員会とマネージャー両者の義務と定められている（法第 134 条第 4 項）。最終的には、統合計画の案は、議会で可決されることによって正式な統合計画となるが、議会でその一部を修正することも可能である。

統合計画の案が議会に提出された日から 2 ヶ月以内に議会で可決されない場合は、その案（議会での一部修正を反映した案であることもある）が承認されたものと見なされる（法第 134 条第 5 項）。

統合計画は、議会の議決によりいつでも再検討することができ、修正を加えることができる。また、担当大臣からの要請があった場合も、地方自治体は、統合計画を見直さなければならない、計画の一部修正や新たな計画を策定することとなっている（法第 134 条第 8

条)。

マネージャーは、予算案の提出と同時に統合計画の進捗状況を議会に報告しなければならない。また、議会の議決により要請があった場合も必要事項を報告することが義務付けられているだけでなく、進捗状況の詳細は、年次報告書に記録されることとなっている(法第134条第11項)。

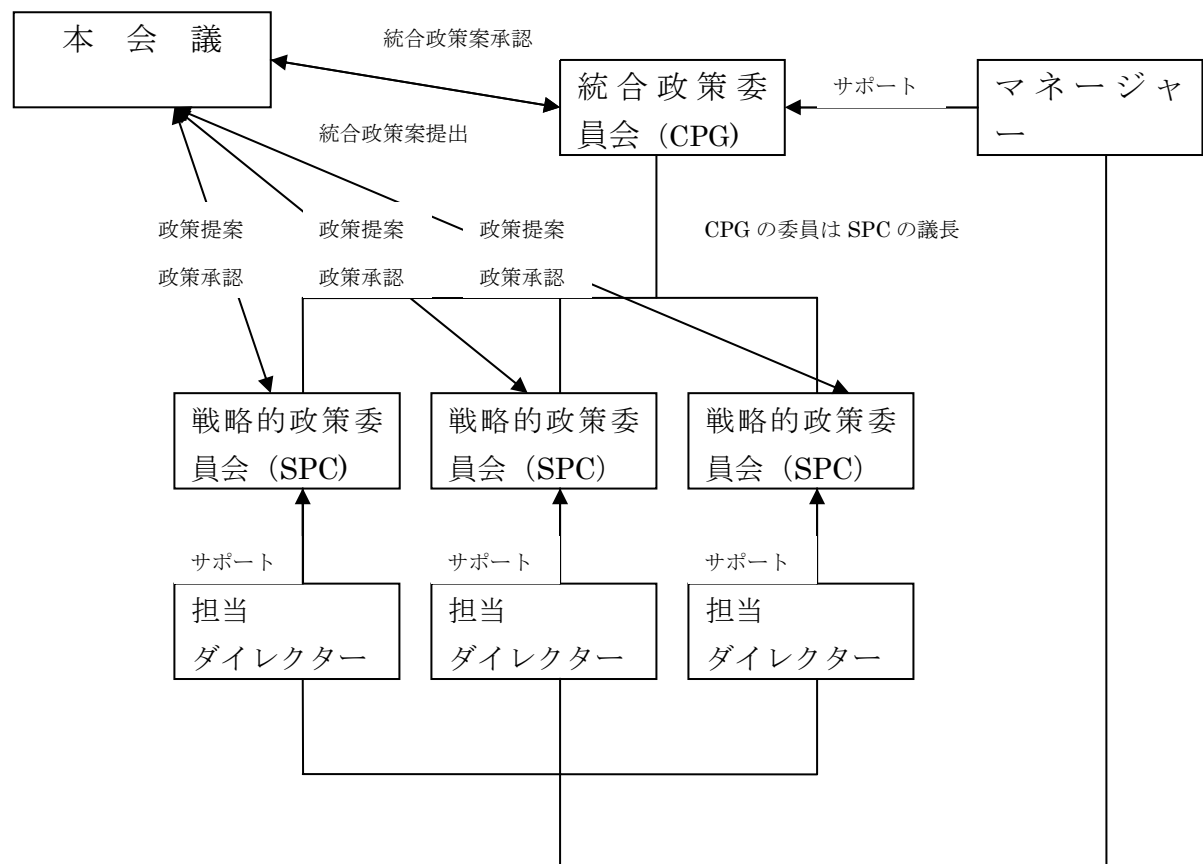
統合政策委員会が担うその他の役割としては、マネージャーと予算案に対する協議を行うことである。マネージャーは、予算案の策定に際し、統合政策委員会の助言を求めることが定められており、このため、同委員会は、3名以内の議員ではない有識者の意見を求めることができる(法第133条第4項)。

また、統合政策委員会が、その機能を十分に発揮できるよう執行機関に対する権限が認められている。同委員会は、当該地方自治体の機能や特に必要がある事項についてマネージャーに報告を求めることができる。マネージャーは、同様の要請が議会からなされている場合及び法令等に反する場合を除き、報告をしなければならないとされている(法第133条第5項)。

前述のとおり、統合政策委員会の議長は議会の長が務めており、委員は、戦略的政策委員会の長により構成される。統合政策委員会の議長及び各委員を国における首相及び大臣に相当すると考えれば、実質的に地方自治体における内閣制度が形成されているとも考えられる。その体制は、議長を中心とする統合政策委員会が地方自治体の基本方針を策定し、その執行状況の監視及び評価を行い、より優れた計画を策定しようとするものであり、その過程においては、マネージャーに代表される執行機関が統合政策委員会をサポートする体制となっている。

地方自治体の計画策定における議会、統合政策委員会、戦略的政策委員会、執行機関の関係は、図3-7のとおりである。

図 3 - 7



4 その他の地方自治体関連組織

アイルランドでは、カウンティ・カウンスルやカウンティ・バラ・コーポレーションなどのように日本における県、市町村に相当する地方自治体だけではなく、以下のような自治体関連組織が存在しており、地域の経済的な発展・開発及び住民サービスの向上を担っている。

(1) 地域自治体

地域自治体 (Regional Authority) は、1991 年地方自治法第 43 条の規定に基づき、全国を 8 地域に区分し、1994 年にそれぞれの地域に設置された。地域自治体が担う役割は、次のとおりである。

- ① 地域における公共サービスの向上のため、政府や地方自治体及び他の公共機関並びに民間部門との連携・共同を促進すること。
- ② 地域の全体像を捉えた意思決定及びサービス提供が行われるよう地方自治体に働きかけること。
- ③ 地域全体に共通するサービス需要や開発の必要性を調査・検討すること。

④ EU からの補助金の執行状況の監視、事業の評価を行うこと。

具体的には、2000 年計画と開発に関する法 (Planning and Development Act 2000) により、地域自治体に当該地域内の計画担当部門との協議のうえ地域開発の青写真となる地域計画指針 (Regional Planning Guidelines) を策定する機能が与えられている。また、地域自治体の下部組織として、地方自治体の議員及び国と地方自治体の職員等により構成される EU 補助事業運営委員会が設置されており、地域レベル (NUTS² III レベル) における EU からの資金による事業の進捗状況をモニターしている。

地域自治体は、当該地域内のそれぞれの議会から指名を受けたカウンティ及びカウンティ・バラの議員によって構成され、メンバーの任期は、議員のそれと同様である。

カウンティと地域自治体の管轄区域は、図 3-8 のとおりである。

図 3-8



(出展 : <http://www.environ.ie/localindex.html>)

(2) 地域議会

地域議会 (Regional Assembly) は、地域自治体と同じく、1991 年地方自治法に基づき 1999 年 7 月に設置された。設置のきっかけは、アジェンダ 2000³ の採択にあたって、欧州構造基金の確保と効率的な運用のため、アイルランドが EU と協議しアイルランドを 2 つの地域 (NUTS III レベル) に区分することで合意に至ったことである。

1 つは、国境及び中西部地域 (Border Midland & Western Region) であり、もう 1 つが南東地域 (Southern and Eastern Region) に区分された。ちょうど国土を南北に分割する形となっており、中西部地域自治体、南東部地域自治体、南西部地域自治体の所管区

域が後者に、それ以外の 5 公社の所管区域が前者に属することとなった。

国境及び中西部地域は、2000 年から 2006 年に至る期間においてオブジェクト 1（地域の GDP が EU 加盟国の平均の 75%に満たない経済後進地域）の指定が認められ、構造基金を有効に活用することによって、経済開発を図ることとなった。これに対し、南東地域は、構造基金に対する依存度を段階的に削減し、2005 年までにオブジェクト 1 のステータスからの脱却を目指すこととなった。

地域議会の主な機能は、次のとおりである。

- ① 2000 年から 2006 年までの国内開発計画の地域プログラムの執行を管理すること。
- ② 地域内における国内開発計画及び 2000 年から 2006 年までのコミュニティ・サポート・フレームワーク⁴（Community Support Framework：CSF）に基づく EU 関連事業の成果・影響を監視すること。
- ③ 地域内における行政サービス内容を均一化すること。

地域議会の議員は、管轄地域内の地域自治体から指名を受けた地域自治体のメンバーであり、全てカウンティ及びカウンティ・バラの議員となっている。

公共サービスの調整という観点から、地域議会及び地域自治体の有効性については、疑問視する関係者も多い。地域のごみ処理計画の向上に寄与した例もあるが、補助事業の採択に地域の関与の度合いを重視している EU の方針を満たすため、これらの地域組織が設置されているとの批判もある。

（3）地域保健委員会

地域保健委員会（Regional Health Board）は、1970 年保健法に基づき全国 8 地域に設置されており、地域レベルにおける保健サービス及び社会サービスの供給を担っている。地域保健委員会は、その管轄地域によって異なるが、少ないところでは約 20 万人、多いところでは約 150 万人の住民を対象にサービスを提供している。

同委員会は、委員による意思決定機関と最高執行責任者（Chief Executive Officer）を中心とする執行機関に分かれており、地方自治体と同様の組織体制となっている。委員は、カウンティ及びカウンティ・バラによって指名された者及び医師、歯科医師、看護婦、薬剤師などの医療従事者の代表者並びに担当大臣に指名された者であり、近年では、医療を受ける側の代表者も選ばれる傾向にある。委員の数は、保健委員会の規模に応じて、27 名から 35 名となっており、この内、委員の半数以上が関係地方自治体からの代表者が占め、3 名が大臣の指名を受けた者となっている。

意思決定機関の機能は、保健サービス向上のための目標設定、予算の編成、土地・建物の購入・処分の決定など保健委員会の運営方針を定めることであり、執行機関は、意思決定機関の決定に基づき、各種サービスを効率的に供給することになっており、最高執行責任者は、委員へのアドバイスや情報提供も行う。また、最高執行責任者をサポートするため、財政、人事、執行管理などの責任者が置かれているほか、それぞれのサービス部門を統括するプログラム・マネージャー（Program manager）と呼ばれる管理職が配置されている。

地域保健委員会が行っているサービスは、次の３種類に大別できる。

- ① コミュニティー・ケア・サービス
- ② 一般病院によるサービス
- ③ 特殊病院によるサービス

コミュニティー・ケア・サービスは、疾病予防及び住民福祉並びに地域保健の３つの部門により構成される。疾病予防は、感染症対策、食品衛生、乳幼児健診、健康教育など我が国の保健所に相当する業務を行っている。住民福祉部門は、身体障害者や高齢者を対象としたホーム・ヘルプ・サービスや食事の宅配サービス及び訪問看護など幅広いサービスを提供している。また、地域保健は、低所得者のためのかかりつけの医師（General Practitioner）による診療を実施している。

一般病院によるサービスは、妊娠・出産を含む入院及び外来の医療サービスであり、地域保健委員会が経営する病院又は私立病院において、サービスが提供されている。

特殊病院によるサービスとは、精神病患者及び精神障害者を対象とするものであり、多くは、地域保健委員会との契約により、ボランティアセクターや宗教団体によりサービスが提供されている。

（４）カウンティ／シティ開発局（County/city Developing Board : CDB）

地方自治制度を刷新するための方針を策定するため、政府は、環境自治大臣を委員長とするタスク・フォース（Task Force）と呼ばれる審議会を設置した。タスク・フォースは、策定した改革案の中でカウンティ／シティ開発局（CDB）が２０００年の早い時期に全てのカウンティとカウンティ・バラに組織されるよう勧告を行った。そして、１９９９年４月にCDBの設立に関するガイドラインが国から提示され、２００１年地方自治法により、法的な設置根拠が整備された。

CDBは、地方自治体をはじめ国の出先機関や地域保健委員会などの公共サービスや地域開発を担当する機関がカウンティ及びカウンティ・バラ全域における長期計画の策定のために集められた組織である。このように地域の行政に携わる複数の機関が一丸となって、地域の将来像を検討する組織は、過去には存在せず、環境自治省では、CDBをカウンティとカウンティ・バラにおける革新的な自治組織と評している。

ガイドラインによれば、CDBのメンバーは、以下の機関等から選任される。

- ① カウンティ及びカウンティ・バラの統合政策委員会に属する議員及びマネージャー並びにアーバン・オーソリティーかタウン・コミッショナーの議員の内１名
- ② 自治体内の公的機関。具体的には、地域保健委員会、警察、職業安定所、観光協会など。
- ③ 産業界、農業団体、労働組合、ボランティア団体など。
- ④ 地域開発に関連した団体。具体的には、ADM^５の支援を受けているコミュニティーグループ、エンタープライズ・ボード^６など

CDBは、シェアード・ビジョン（Shared Vision）と呼ばれるカウンティ又はカウンティ・バラにおける社会、経済、文化などの開発・発展を図るための戦略を策定し、その実

施状況を監視する役割を担っている。CDB は、この戦略が推進されるよう、公共部門間の連携を調整し、協働を促進していくこととなっている。

シェアード・ビジョンは、10 年間にわたる長期計画であるが、3 年から 5 年ごとに区分されており、それぞれの公共機関が果すべき役割が明確にされている。CDB は、シェアード・ビジョンの作成及び実施に際して、住民の意見や要望をできる限り反映することが求められており、コミュニティーグループなどとの意見調整や連携が不可欠となっている。そこで、CDB のメンバーがコミュニティー及びボランティアフォーラムを結成し、CDB と住民との双方向のコミュニケーションを保ちながら戦略の策定を行うとともに、計画の実施状況などについて、住民側にフィードバックしていくこととなっている。最初のシェアード・ビジョンは、各カウンティ及びカウンティ・バラにおいて 2002 年中に作成することとなっている。

CDB の議長は、地方自治体の統合政策委員会からの推薦に基づいて CDB により指名された者が務めるが、2004 年に公選制による自治体の代表者が選出された後は、その者が議長となる。また、CDB は、コミュニティー事業部長 (Director of Community and Enterprise) などの自治体の職員によって情報提供等の支援を受けることができる。CDB の下部組織としてワーキンググループが設置され、観光振興、交通問題、青少年問題などの個別の事案を取り扱っている。

¹ クレアレポート第 82 号アイルランド<表 5>を一部修正及び追加

² EU で使用されている統計上の地域区分の階層である。NUTS は、Nomenclature of Unit for Territorial Statistics の略であり、NUTS I からⅢまでの階層に分類されている。例えば、ドイツの場合、NUTS I は州 (Land)、NUTS II は州管区 (Regierungsbezirk)、NUTSⅢは郡 (Kreis) に相当し、I から順に地域が狭くなる。

³ 1997 年 3 月のベルリン首脳会議で政治的な合意形成に至った EU の戦略的文書である。この文書は、共通農業政策の改革、ヨーロッパ構造基金の整理統合、加盟国の財政負担の見直し等を骨子としており、将来の EU 拡大による支出増大の可能性を念頭においている。

⁴ ヨーロッパ構造基金に関する計画の提示と資金供与の決定には、ナショナル・イニシアティブとコミュニティー・イニシアティブの 2 つのルートがある。前者は、コミュニティー・サポート・フレームワーク (CSF) と呼ばれる加盟国中央政府、地方自治体及びヨーロッパ委員会の 3 者共同事業と加盟国中央政府の単独事業に分かれる。CSF では、地域の自治体と中央政府が共同で開発計画を作成し、それをヨーロッパ委員会も含めた 3 者の共同決定で採用するという形を取る。また、この計画は、自治体、中央政府、ヨーロッパ委員会からなるモニタリング委員会によって、環境保護の程度、男女雇用機会の均等といった各種の基準が遵守されているかどうかモニターされる。

全構造基金の90%は、CSFを主体としたナショナル・イニシアティブを通じて行われる。1994年から1999年までの財政計画期間では、既に300以上のプログラムが採択されている。（http://www.nuis.ac.jp/usui/column_EU3.htm から抜粋）

- ⁵ ADM は、Area Development Management Limited と呼ばれるアイルランド政府がヨーロッパ委員会との合意により設置した企業であり、地域の経済開発などの計画策定のアドバイスや地方自治体とコミュニティーグループとの連携を推進している。
- ⁶ EU 及び国庫からの補助金を原資に、中小企業等に資金提供や技術支援を実施することにより、地域の特色を生かした経済活動を促進するために設置された団体。

第4章 地方選挙制度

1 地方選挙制度の概要

(1) 選挙権

地方選挙において当該選挙区に居住する 18 以上の者は、選挙人名簿に氏名を登録する権利を有し（1992 年選挙法第 10 条）、選挙人名簿に氏名が登録されている者は、地方選挙において選挙権を有する（法 24 条第 1 項）。選挙権の付与に関しては、地方選挙の場合、国籍は考慮されていない（下院議員選挙の選挙権は、アイルランド及び英国籍を有する者、ヨーロッパ議会議員選挙における選挙権は、アイルランド国籍を有する者のほか、EU 加盟国の国籍を持つ者に与えられているため、選挙人名簿の氏名欄の横に L と記載されているものは、地方選挙のみの投票権があることを示す。）。

また、バラ・コーポレーション、アーバン・ディストリクト・カウンスル、タウン・コミッショナーが存在する地区に居住しているものは、カウンティ・カンシルとこれらの地方自治体との選挙権を併せ持つこととなる。

選挙人名簿は、カウンティ及びカウンティ・バラにより年に 1 回作成され、選挙人の氏名及び有権者となった日が公開される。具体的には、選挙人名簿の草案は、毎年 11 月 1 日に郵便局、図書館などの公共の施設に掲示され、縦覧される。草案に異議のある者は、11 月 25 日までに異議を申し立てることができる。異議申し立てに対する裁定は、カウンティの選挙管理委員会によって行われるが、この決定に対しても異議がある場合は、巡回裁判所へ出訴することができる。選挙人名簿が効力を生じるのは、2 月 25 日からとなっている。

選挙人名簿に登録をしていない者は、追加登録を申請することができる。追加登録は、基本的にいつでも可能であるが、選挙の前に追加の選挙人名簿を公表する必要があるため、少なくとも閉庁日を除き選挙の日の 15 日前までに受理されなければならない。

(2) 被選挙権

地方選挙において被選挙権を有するものは、18 歳以上のアイルランド国民であって、アイルランド内に居住するものとされている（法第 12 条）。ただし、法第 13 条に該当する者は、地方選挙に立候補し、議員となることができない。主な該当者は、次のとおりである。

- ① ヨーロッパ議会の議員、欧州裁判所の裁判官等
- ② 大臣及び次官並びに両院の議長
- ③ 裁判官、会計検査院の長官及び監査官
- ④ 警察官及びアイルランド国軍の常備兵
- ⑤ 公務員であって、雇用契約上議員となることが許されていない者
- ⑥ 地方自治体に雇用される者で、規則により議員となることが許されていない役職についている者（マネージャー等）

⑦ 地方自治体に対し支払うべき債務が未払いとなっている者

⑧ 地方自治体に係る不正行為又は詐欺的な行為を行った者

また、カウンティとアーバン・オーソリティー又はタウン・コミッショナーの議員を兼任する場合を除き、同時に2箇所以上の地方自治体の議員を兼務することはできない（法第14条第1項）。

（3）選挙区及び定員

地方選挙は、カウンティ及びカウンティ・バラについては、環境自治大臣が定める規則に従って、複数の選挙区に分けられ、それぞれの選挙区の定員が決められる。その他の地方自治体の場合は、バラ・コーポレーションの2自治体及びアーバン・ディストリクト・カOUNシルの2自治体を除き、1つの選挙区により全ての議員が選出される（法第23条第6項）。環境自治大臣は、選挙区や定員を定める際、地方自治委員会に自治体の人口の変化などに関する報告を求めることとなっており、その報告書を考慮し、決定を下さなければならない（法第23条第7項）。

それぞれの自治体における議員定数は、法21条により規定されており、カウンティは、20名から48名、カウンティ・バラは、15名から52名となっており、人口と議員数については、特に一定の割合が定められているわけではない。また、バラ・コーポレーションと一部のアーバン・ディストリクト・カOUNシルは、12名、その他の自治体は9名の議員が選出される。地方自治体の数と議員定数は、表4-1のとおりである。

表4-1 自治体の数及び議員定数

	自治体数	議員数
カウンティ・カOUNシル	29	753
カウンティ・バラ	5	130
バラ・コーポレーション	5	60
アーバン・ディストリクト・カOUNシル	49	450
タウン・コミッショナー	26	234
合計	114	1,627

カウンティ及びカウンティ・バラについては、議員数を変更（増減）することが可能である。変更するためには、地方自治体が環境自治大臣に申請しなければならないが、申請にあたっては、少なくとも議員全体の1/3の賛成が必要とされるほか、変更案を公開し、住民の意見を十分に考慮しなければならないと規定されている。環境自治大臣は、定数変更のための規則の制定を行うにあたって、地方自治委員会に勧告を求めることとなっている。また、その他の地方自治体は、最も新しい国勢調査によって人口が1万5,000人を超えた場合には、議員定数を12名にすることができ、カウンティ等における定数変更の手続きが準用される（法第22条）。

2 選挙の管理・運営

(1) 候補者の届出

立候補者の受付期間は、投票日の4週間前の1週間となっている。自薦・他薦を問わず立候補者は、当該自治体へ届け出る。カウンティ又はカウンティ・バラの議員に立候補する者は63.49ユーロ、その他の自治体の議員に立候補する者は、31.74ユーロの供託金を納めなければならない。供託金は、候補者が立候補を取り下げた場合、死亡した場合、当選するか最低当選保証票数の1/4以上を獲得した場合は、返還される。

立候補者は、政党との関係を届出用紙に記載することができる。また、政党との関係を有しないときは、無所属と記載するか空欄としておく。

選挙管理委員は、立候補の届出が行われてから1時間以内にその有効性を決定しなければならない。そのため、選挙管理委員は、委員個人の判断で、立候補者に関する記述内容に不正がある、記載内容が立候補者を特定するのに不十分であるなどの不備を指摘することができる。また、立候補者及び選挙管理委員は、届出内容を修正することができるが、選挙管理委員は、届出が不適切になされたものやサインのないものについてのみ、無効とすることができる。

(2) 投票日及び投票時間

次の地方選挙は、2004年に行われ、以後5年ごとに実施される。また、選挙は5月か6月に実施され、投票時間は、午前7時30分から午後10時30分の間の少なくとも12時間以上とすることが定められており、具体的な日時は、環境自治大臣によって決められる(法第26条)。実際には、天候や交通の不便さを考慮して、島嶼部では選挙日を早めたり、4時間まで短縮したりすることができる。

選挙の管理・運営は、各地方自治体が責任を負うこととなっており、選挙管理委員としての自治体職員の資質にかかっているといえる。選挙に係る費用についても、自治体が負担する。

(3) 特別投票

一般的には、有権者は、本人が投票所に出向き投票をする。

郵便による投票は、投票所へ赴くことができない職業及び任務についている者又は病気や身体の障害により投票所へ行くことができない者に認められている。前者は、警察官、アイルランド国軍の常備兵、国家の任務により海外に赴任している公務員及びその配偶者などが該当する。

また、郵便による投票は、自宅のある地区で有権者としての登録を行った者で、他の地区の教育機関で学ぶためなどの理由により、自宅が所在する地区以外に居住しており、投票所へ赴くことが困難と見られる学生なども対象としている。この場合、投票用紙が有権者に送付されるが、投票用紙を郵便投票として郵送する際は、本人が投票を行った旨、警察官に証明してもらわなければならない。

病気や障害のため、病院や介護施設などに入院（入所）しており、投票所での投票ができない有権者は、当該施設で投票が可能となるよう、投票用紙が入院（入居）先に郵送される。投票は、警察官に付き添われた選挙執行人の下で実施される。

更に、障害のため指定の投票所へのアクセスが困難な者に対しては、同じ選挙区内で出入りがしやすい投票所での投票が許可されることもある。以上のように、アイルランド共和国では、投票機会の平等を確保し、投票率の向上を図っている。

（４）投票所の開設

地方自治体は、投票日や投票所など選挙に関する情報を記載したカードを各有権者に配布するかしないかを決定する。

選挙管理委員会は、郵便による投票者のために投票用紙を郵送し、また、障害のある有権者に投票用紙が届くよう手配を行う。

投票所は、カウンティ及びカウンティ・バラが指定するが、環境自治大臣の承認が必要である。通常は、学校や公共の施設が投票所として使用されており、各投票所は、選挙管理委員会職員の支援の下、選挙執行人によって管理される。また、立候補者は不正防止のために、投票所に投票の状況を監視する代理人を配置することができる。

3 開票及び集計

（１）投票方法

投票は、1人区を除き、下院議員の選挙と同様、単記移譲式比例代表制で行われ、投票及び集計は、以下のとおり1992年選挙法第37条の規定に沿って実施される。（法第27条）。

有権者は、投票所において氏名と住所を述べ、投票用紙を受領する。この際、パスポートなど身分を証明するIDの提示を求められることもあり、身分を証明できない場合は、投票が許可されない。選挙執行人が投票を許可した際は、公印を押した投票用紙が有権者に交付される。

投票者は、投票の秘密を守るため、仕切りのある投票場所で票を投じることとなっている。投票用紙には、候補者の氏名とその所属政党がアルファベット順に印刷されている。投票者は、第一に当選させたい候補者の氏名の横に「1」と記入し、順に「2」、「3」というように順序付けをしていく。これは、投票者が第1位として投票した候補者が当選に必要な最低当選保証票数を上回った場合及び獲得票数が少なく当選の可能性が全くなかった場合、第2位の候補者に票を移譲することを選挙管理委員会に指図するものである。また、第2位の候補者が第1位の候補者と同様な状況にあるときには、第3位の候補者に票が移譲されることとなる。投票者は、投票内容の秘密を保持するため、投票用紙を折り曲げ、封印された投票箱へ投函する。

視覚障害や他の身体障害のために、投票が困難な有権者に対しては、選挙執行人及び関係者が投票を援助する。また、読み書きが不自由で投票に手助けが必要な者に対しては、

選挙執行人が支援を行う。選挙執行人は、選挙違反の疑いがある有権者を逮捕するよう命ずることができる。

（２）開票と集計

地方選挙における開票は、投票日の翌日から開始される。各候補者の代理人の出席のもと、選挙管理委員会の職員によって全ての郵便投票と特別投票分の封書が指定の場所に集められ、開封される。投票用紙は、その有効性がチェックされ、有効と認められたもののみ投票箱へ納められる。そして、投票箱が開封され、選挙執行人によってあらかじめ示されている投票数と実際に箱に入っていたそれらの投票数との照合等が行われ、不正行為が行われていないことを確認する。その後、それぞれの地区から集められた投票用紙は、完全に混ぜられ、一つの山に集められる。開票作業を行う職員は、無効票を取り除きながら、候補者ごとに第１位に記載された票を集計する。

（３）最低当選保証票と余剰票の移動

最低当選保証票（Quota）とは、候補者が当選するために必要な最低得票数を意味し、総投票数を議席数に１を加えた数字で除し、その結果に１を加えることにより決定される。例えば、有効投票数が 40,000 票であり、議席数が 4 議席の場合、最低当選保証票は、8,001 票となる $(40,000 / (4 + 1) + 1 = 8,001)$ 。この計算は、最高 4 名が最低当選保証票に達する可能性があり、かつ候補者が 8001 票を獲得すれば、５位以下とはならないことから、8,001 票以上を獲得した時点で、当選が決定することを意味している。

したがって、第１位得票数の集計が終了した時点で、最低当選保証票以上を獲得した候補者は、当選したものと見なされる。もし、当選した候補者が最低当選保証票以上を獲得した場合は、余剰票（得票数－最低当選保証票：Surplus）が次の方法により他の候補者に配分される。

まず、当選者の獲得票を第２候補が記載されているもの（移譲可能票：transferable ballot）と特に次候補の記載がないもの（移譲不可票：Non-transferable ballot）とに分け、前者を候補者ごとに分類し、次候補者に票が移譲されることとなる。余剰票の分配方法は、 $(\text{余剰票} / \text{移譲可能票}) \times \text{第２位の得票数}$ により決められる。

例えば、最初の集計で最低当選保証票（5,000 票）以上を獲得した候補者（A 氏）の得票数が 10,000 票、その内、移譲可能票が 6,000 票であり、第２候補者として B 氏に 3,500 票、C 氏に 2,500 票と分かれた場合、B 氏に 2,916 票、C 氏に 2,083 票が移譲される（A 氏 $(5,000 / 6,000) \times 3,500 = 2,916.6$ B 氏 $(5,000 / 6,000) \times 2,500 = 2,083.3$ ）。このようにして移譲された両者の獲得票数を合計すれば、4,999 票となり、移譲可能票の範囲内で公平に分配されていることが確認できる。

また、非常にまれなケースであるが、余剰票が移譲可能票と等しいかそれ以上の場合は、上記の計算を経ることなく、移譲の対象となる各候補者への移譲可能票がそのままその候補者に移譲される。同時に２候補以上が最低当選保証票に達した場合は、移譲可能票が多い当選者の票から移譲していくこととなる。

移譲された票により、最低当選保証票に達した場合は、同様の方法で、移譲された票から更に第3位の候補者へ移譲すべき票数を計算し、集計を行う。

もし、余剰票を持つ候補者がいないか、移譲票による加算を考慮しても当選が不可能であり、集計作業の妨げとなる候補者が存在する場合は、最も獲得票数が少ない候補者を集計から除外する。除外された候補者の獲得票は、投票用紙に記載された第2位の候補者に移譲される。移譲すべき候補者が既に当選が確定しているか除外されている場合は、次候補者へ直接票が移譲される。

このようにして、全ての議席が確定するまで、集計作業が続けられる。確定していない残り議席と当落が決定していない候補者が同数となった場合は、たとえ最低当選保証票に達していなくても、その時点で当該候補者の当選が宣言される。

選挙管理委員会の職員は、集計中のどの段階においても票を数え直すことができる。また、候補者及びその代理人は、再集計を要求する権利を有している。再集計にあたっては、票の集計順序を乱さないよう行うこととなっている。もし、再集計の過程において、誤りが見つけられた場合は、その場で修正される。

（４）選挙の結果

開票作業が終了した時点で、選挙管理委員会は、票の集計が終了したことを宣言するとともに、選挙結果を公表し、当該地方自治体に当選者の氏名を報告する。

もし、2箇所以上の選挙区で当選が決定した候補者がいる場合は、選挙結果が公表されてから3日以内にどの選挙区の代表となるのか文書で報告することとなっている。その結果、空席となった議席は、偶発的な欠員（Casual Vacancies）として扱われ、後述する方法で、補欠の議員が選出される。

（５）選挙結果に対する異議申し立て

選挙結果に対する異議申し立ては、1974 年地方選挙（請願と欠格事項）法（Local Elections(Petitions and Disqualifications) Act 1974）の規定が適用される（法第 43 条）。即ち、18 歳以上の者は、誰でも選挙結果が公表されてから 28 日以内に、巡回裁判所へその結果に対する異議を申し立てることができる。投票資格の有無、選挙及び投票に対する妨害行為、開票作業におけるミスなどを根拠に訴えを起こすことができる。

（６）議員の補充

病気や死亡などの偶発的な事情により、議員に欠員が生じた場合は、議会の議決により補欠議員が選出されるが、補充の手続きの詳細は、議会運営規則に記載されていなければならないとされる。また、特別な事情がない限り、辞職した元議員が所属する政党と同じ政党から指名を受けた者が補欠議員として選出されることとなっているが、指名された候補者は、議会での議決を得るために、指名を受託する旨、文書で明らかにしなければならない。補欠議員の任期については、任期前に辞職する場合を除き、前議員の残存任期となる（法 19 条）。

このように、地方議員に欠員が生じた場合は、補欠選挙が実施されず、議会によって議員が選出されるため、民主的な選出方法でないとの批判がある。なお、下院議員の欠員に対しては、補欠選挙が実施される。下院の指示の下、下院事務局が当該選挙区の選挙管理委員会に対し補欠選挙を実施するよう指令を発行することにより、総選挙と同じ要領で実施される。

4 1999 年地方選挙の結果

地方選挙は、当初、1998 年 6 月に実施される予定であったが、選挙区と定数の見直し作業を進めること及び地方自治体の改革の方向性を有権者に周知した上での選挙の実施が好ましいとの考えから、翌年に延期されることとなった。法律上は、5 年に 1 度、地方選挙が行われると規定されていたにもかかわらず、これまでも延期されたことがあり、カウンティ及びカウンティ・バラは、1991 年、その他の自治体では 1994 年以来の選挙となった。

地方選挙は、1999 年 6 月 11 日に全国 114 自治体、268 選挙区で実施された。その内、ウエストミーズ・カウンティ内の 1 選挙区とゴールウェイ・カウンティ内の 1 つのタウン・コミッションにおいて、議席数と立候補者が同数であったため、無投票で当選が決定した。選挙には、全体で 3,085 名が立候補し 1,627 名が当選した（競争率 52.7%）。また、ラウズ・カウンティ内の 1 選挙区で、選挙結果に対する巡回裁判所への異議申し立てが行われたが、訴えは却下された。

1999 年地方選挙時における有権者数は 287 万 2,305 人で、投票率の推移は、表 4-2 のとおりであり、投票率は、低下傾向にあるといえる。また、政党ごとの獲得議席数は、表 4-3 に記載したとおりである。

なお、同日、ヨーロッパ議会議員選挙及び地方自治に関する憲法上の位置付けの是非を問うレファレンダムも実施された。その結果は、およそ賛成 3 に対して反対 1 の割合であり、レファレンダムは可決された。

表 4-2 地方選挙による投票率の推移

(単位：%)

	1967	1974	1979	1985	1991	1994	1999
カウンティ・カウンスル	72	68	67	63	58	—	53
カウンティ・バラ（ダブリンを除く）	67	57	59	51	54	—	46
ダブリン・カウンティ・バラ	52	40	48	43	43	—	35
バラ及びアーバン・ティストリクト	69	65	64	62	—	59	54
タウン・コミッショナー	73	70	70	66	—	56	52
全体	67	62	64	60	—	59	51

(出展：<http://www.environ.ie/electindex.html>)

表 3－4 地方選挙による各党の獲得議席数

	C・C	C・B	B・C	U・D・C	T・C	合計
ファナ・フォイル党	335	47	22	172	95	671
フィネ・ゲイル党	248	29	12	91	56	436
労働党	57	26	11	53	23	170
進歩自由党	18	7	—	4	3	32
緑の党	5	3	—	3	2	13
シン・フェイン党	16	5	4	27	10	62
社会党	2	—	—	—	—	2
その他	1	3	—	1	1	6
無所属	71	10	11	99	44	235
合計	753	130	60	450	234	1,627

*C・C カウンティ・カウンスル C・B カウンティ・バラ

B・C バラ・コーポレーション U・D・C アーバン・ディストリクト・カウンスル

T・C タウン・コミッショナー

(出展：<http://www.environ.ie/electindex.html>)

第5章 地方自治体の機能

1 地方自治体の機能の概要

アイルランドの地方自治体は、多岐にわたる業務を行っており、特に1991年にウルトラ・バイアスの考え方が改められて以来、住民生活に様々な影響を及ぼすようになっている。地方自治体が持つ全ての機能は、法律及び環境自治大臣が制定する規則により定められている。また、地方自治体の本来の業務以外に、教育補助金の交付、伝染病予防のための家畜衛生、有事の際の住民保護対策などの国の業務を政府機関の一部として、国の代わりに執行している。

したがって、地方自治体において、日々の業務を円滑に遂行していくためには、国の省庁との連絡が不可欠であり、自治体のマネージャーや職員が中央政府の職員と情報交換や新たな施策に関する議論を定期的に行っている。

地方自治体が実施している業務は、次の8分野に分類されており、この分類が財政上の統計などの分類にも使用されており、統計業務の簡略化と統一化を図っている。なお、2001年度における全地方自治体の歳出予算（経常支出と資本支出の合計）は、5,734.4百万ユーロに達している。

- ① 住宅 (Housing)
- ② 道路及び交通 (Roads and Traffic)
- ③ 上下水道 (Water Supply and sewerage)
- ④ 開発計画 (Developing Plan)
- ⑤ 環境保護 (Environmental protection) ¹
- ⑥ 余暇及び文化施設等整備 (Recreation and Amenity)
- ⑦ 教育、農業、健康・福祉 (Education, Agriculture, Heath and Welfare)
- ⑧ その他 (Miscellaneous)

しかし、上記の分類が示すよう、アイルランドの地方自治体は、警察、教育（小、中および高等教育）、保健、社会福祉、ガスの供給が所管外となっており、他のヨーロッパ諸国の地方自治体と比較して、その機能は、かなり制限されているといえる。

これについては、警察、教育、医療、福祉は、行政サービスの根幹を成すものであり、全国統一的な基準で運用されるべきであるとの考えが強いこと、また、医療及び福祉が地方自治体から地域保健委員会に移管されたことからわかるように、地方自治体の財政的な負担を増大させないようとの考えに基づくものと見られる。

しかし、一方では、地方自治体の担当するサービス等の範囲が狭いことは、自治体が広範囲な権限・役割を果すことを提唱しているヨーロッパ地方自治憲章の精神に反しているとも考えられる。2001年に実施されたヨーロッパ議会によるアイルランドの地方自治制度に関する調査団の報告にも、この点が指摘されており、今後、地方自治体に対する権限委譲とそれに伴う財政制度の改革について、政府が何らかの対応策を取るよう期待されているところである。

第3章で述べたように、カウンティ及びカウンティ・バラが、地方自治体の主要な組織であり、上記、8分野の業務をすべて実施している。ただし、バラ・コーポレーション及びアーバン・ディストリクト・カウンスルが存在している地区については、消防、建築規制等のカウンティの固有の事務を除き、これらの団体がカウンティに代わって、行政サービス提供の主体となる。また、タウン・コミッショナーは、具体的な行政サービス等の提供をほとんど行っていない。以下、それぞれ分野の業務について説明する。

2 住宅

住宅政策は、環境自治省が所管しており、住宅供給に関する計画策定及び関連法規の整備等を担当しており、地方自治体を通じて政策を実施している。アイルランドにおける住宅政策は、資金・資源が許容する限り、全ての世帯が手ごろな金額で適切な環境の下にある良質の住宅を確保できることを目指している。

この目的を果すために、地方自治体をはじめ、住宅建設協会、銀行、保証会社などが住宅関連事業に参画しているが、この中で、地方自治体は、民間部門が引き受けることのできない役割を果たしており、様々な理由で住宅取得が困難な世帯に対し、必要な支援を行っている。地方自治体は、公営住宅及び福祉住宅の最大の供給者であり、具体的には主に次の事業を展開している。

- ① 公営住宅の供給及び管理をすること。（公営住宅は、当初は貸家であるが、入居から1年が経過した後、入居者が購入することも可能である。実際に、入居者による購入を促進する政策が実施されている。）
- ② 市中銀行からの資金調達が困難な世帯に対し、住宅購入資金を貸し付けること。
- ③ 住宅建設を希望する個人及び団体に対し、建設用地を提供すること。
- ④ 住宅の供給に関連するボランティア団体に対し、貸付金及び補助金を交付すること。
- ⑤ 高齢者や身体障害者などのニーズを満たす特別な住宅を供給すること及び障害者に対し、改築資金を提供すること。
- ⑥ ホームレスに対する住宅供給

地方自治体は、これらの事業の資金を国からの補助金と住宅財務有限会社（Housing Finance Agency Pcl）から確保している。同社は、1981年住宅財務会社法により、1982年2月に設立された公営企業であり、株式は、環境自治省によって所有されている。同社は、住宅政策のための資金を地方自治体に貸し付けること及びそのための資金の調達を目的としている。

アイルランドでは、世帯の住宅所有率が80%を越え、EU諸国内でも最も高い数字を記録しており、地方自治体の住宅供給に関する努力が評価されている一方で、近年、ホームレスに対する住宅供給が非常に重要な問題となっている。地方自治体では、自らホームレスのために住宅等の供給を行うことに加え、ボランティア団体との連携を強化し、宿泊施設の確保及びホームレスへの財政的な援助を実施している。更に、地域保健委員会との協働により、医療サービスを供給するなど、ホームレスからの脱却の機会を与えるための総

合的な支援を実施している。

また、公営住宅に居住する世帯の失業率が高く、反社会的な行為や麻薬に関連する犯罪等にかかわる者が増加している。公営住宅の質は、入居者の生活の質に直接影響すると考えられており、公営住宅の改築が急務となっている。地方自治体では、改築作業を進める一方、公営住宅の入居者及び購入者を対象に改築及び増築工事のための、資金の無利子貸付を行っている。この貸付制度の利用者は、最長 15 年の期間にわたって、週及び月単位で返済することになる。

3 道路及び交通

アイルランドは、人口密度が低く、都市化の進んでいない地域が多いことから、他の EU 諸国に比べ、道路に対する依存度が高く、従来から道路網の整備が重点的に行われてきた。

アイルランドにおいては、道路は、国道及び地方道に大別され、更に①主要国道 (National Primary) ②第 2 種国道 (National Secondary) ③地域道路 (Regional Roads) ④地方道路 (Local Roads) の 4 つに細分される。

主要国道は、主な港や空港と大都市圏及び大都市圏と大都市圏を結ぶ幹線道路である。アイルランドにおける道路の総延長の約 3 %にしか相当しないが、総交通量では 27%を占めている。また、主要国道を通行する車両の 1/6 が大型車両であり、国内物流の大動脈として機能している。また、第 2 種国道は、総道路延長の 3 %及び総交通量の 11%をカバーしており、主な都市間を連結する道路及び主要国道へのアクセス道路として位置付けられている。

これらの国道は、国において道路行政を所管する環境自治省が策定した計画に基づいて建設されるが、工事は、国道公社 (National Road Agency) によって施行管理される。国道公社は、国道建設計画の執行管理のため 1993 年道路法 (Road Act 1993) によりその翌年に設立された特殊法人である。

地方自治体では、カウンティ及びカウンティ・バラが国の機関に代わり、主要国道及び第 2 種国道の維持・管理及び改良を行うこととなっており、事業に必要な資金は、100%国から支給されている。

地域道路は、道路総延長の 11%、全交通量の 24%を占めており、主に国道と国道を連結する道路を指す。また、道路総延長の 83%をカバーしているのは、国道及び地域道路のカテゴリーに属さない地方道路である。このように、非国道がアイルランド国内の道路総延長の 94%を占めており、工業地帯や観光等の拠点が国土の全体に散らばっている同国においては、地域道路及び地方道の建設及び維持・管理は、地方自治体の最も重要な責務のひとつとなっている。

1974 年地方自治 (道路) 法 (Local Government (Road and Motorways) Act 1974) により、カウンティ及びカウンティ・バラ並びにバラ・コーポレーション及びアーバン・ディストリクト・カウンシルは、地方道に係る事務を執行する権限を付与されており、それぞれの役割分担は、以下のとおりである。

- ① 地域道路に関しては、カウンティ及びカウンティ・バラが担当する。
- ② 地方道路に関しては、当該道路が所在する前記4 地方自治体が担当する（ただし、アーバン・オーソリティー内に所在する道路については、当該カウンティではなく、アーバン・オーソリティーが担当する。）。

各自治体は、担当する道路の整備等に係る経費を独自の予算と国からの補助金によって賄っている。環境自治省は、補助金の支出により地方道の路線や工事のタイミングの決定に大きな影響を及ぼしているといわれている。

交通安全等の交通関連の施策は、地方自治体が実施しているが、交通規制に関する事務は、警察の所管となっている。地方自治体の役割は、信号、道路標識やパーキングメーターの設置、道路交通状況調査、交通安全に関するキャンペーンの実施、交通監視員の採用など多岐にわたる。街灯に関しても、地方自治体によって設置及び管理が行われている。主な道路における街灯の設置、改良は、国の補助金の対象となっているが、修繕及び電気料金は、地方自治体の資金のみによって支払われている。

また、自動車税（Motor Tax）の賦課・徴収及び運転免許証に係る事務は、本来、国の責務であるが、カウンティ及びカウンティ・バラにより執行されている。自動車税は、自治体で徴収され、徴収に係る経費が控除された後、政府に納入され、地方自治体基金の財源の一部として使用されている。

4 上下水道

1962 年地方自治体（衛生サービス）法（Local Government (Sanitary Services) Act 1962）により、地方自治体（タウン・コミッショナーを除く）は、家庭用、工業用、農業用の水の供給及び衛生的な下水道の整備・管理に関する権限を有している。また、独自に水の供給を行っている団体への技術的アドバイスや支援も行っている。

上下水道の整備は、家庭生活のみならず工業及び農業の発展に欠くことができない社会資本のひとつであり、アイルランド経済の発展とともにその整備が図られてきた。近年、環境に対する意識の高まりから、水資源の保全や環境に優しい排水処理システムの構築が求められるとともに、郡部における家庭用の上下水道の整備が強く求められている。

これらの需要を満たすため、上下水道の整備に関しては、毎年、各地方自治体の整備計画及び地域のニーズを勘案し、国（環境自治省）から資本補助金が地方自治体に交付されている。ただし、地方自治体が下水道工事を開始する前に、工事の内容等について国の審査を受け、承認を得ることが義務付けられている。

アイルランドでは、上下水道の料金徴収の方針に関して、次のとおりの変遷があり、政治的な論争が繰り広げられていた。

もともと地方自治体は、家庭用及び産業用を問わず、長年にわたり水道料金の徴収を行っていた。しかし、ほとんどの都市部の世帯は、地方自治体から生活用水の供給を受けるようになり、水道料金はドメスティック・レイト（住居用資産に課される税金）に含まれているとの考えから、1983 年までは、都市部においては家庭用水に対する料金徴収が免

除されていた。ところが、1978 年にドメスティック・レイトが廃止されたことにより、1983 年、自治体に家庭用水の料金徴収を行う権限が付与された。結局、1997 年に政府が家庭に対する上下水道の使用料金を無料とすることを決定し、現在に至っている。

5 開発計画

1963 年地方自治体（計画と開発）法（Local Government (Planning and Development) Act 1963）により、タウン・コミッショナーを除く地方自治体は、地域の開発に関する権限を有しており、開発計画を定め、5 年ごとの見直しを行うことが義務付けられている。開発計画は、開発の内容が記載された文書と地図により示されるが、計画には、用途地域の指定、道路や公共施設の整備、保全地域の指定、再開発の方針などが含まれる。また、スポーツ施設等の整備による住民活動の活性化や地域の経済開発など、開発計画には様々な側面について言及することも可能である。

開発計画は、自治体全体の開発に関する基本方針を定めたものであり、住民や地元企業に対し大きな影響をもたらすことになるため、その採択は、留保権限に属し議会の議決による。また、正式に採択される前に、開発計画の案は、住民等が意見を述べることができるよう、3 ヶ月間縦覧されることとなっており、議会は、採択に際して、住民からの意見を十分に考慮しなければならない。

開発計画は、国の承認を得る必要はないが、環境自治大臣は、各自治体間の計画を調整することや自治体間の計画上の争点を解決する権限を有している。また、環境自治大臣は、法的には、自治体に対し開発計画の変更を指示することができるが、この権限は、今までに行使されたことがないという。

個別の開発事業は、この開発計画と環境自治大臣が定めた規則によって規制され、小規模の住宅の改築や農地・森林の拡張などのように許可を要しない事業以外は、地方自治体による許可を得たうえで、実施されなければならない。計画に対する許可又は不許可の決定は、執行権限のひとつであり、地方自治体のマネージャーが行う。

マネージャーは、許可又は不許可の他、条件付きで許可を与えることもできるが、不許可又は条件付で許可した場合は、その理由を明示しなければならないこととなっている。地方自治体において決定された処分に異議がある場合は、1976 年に設置された独立組織である計画不服申立委員会（An Bord Pleanála）に不服申立てすることができる。また、同委員会における決定にも不服がある場合は、2 ヶ月以内に高等裁判所に出訴することができるが、高等裁判所では、決定に至るまでの手続きが適法に行われていたか否かを審査し、開発計画自体の内容については取り扱わない。

議会は、決定の過程に明かに瑕疵があると見なされる時以外は、執行機関の決定に介入することができない。開発許可は、当該開発事業が開始されない場合には、5 年間でその効力を失うこととなる。

また、地方自治体は、障害物の撤去を命ずることや土地の強制収用を実施する権限を付与されている。環境自治大臣は、大都市圏の一部を産業振興地区に指定することができ、

当該地区の企業に税法上の優遇措置を与えることにより、企業誘致や産業の育成を図っている。

近年、多くの地方自治体では、都市の再開発に関する政策を重視しており、1994 年から 1999 年の 5 カ年は、ヨーロッパ構造基金の活用により、荒廃が著しい地区の再開発が地方自治体によって進められた。その結果、民間部門による開発も活発化することとなり、再開発事業が順調に進捗することとなった。今後、地方自治体では、戦略的政策委員会による地域のニーズを反映した効果的な開発計画の策定が求められているが、その一方で、ヨーロッパ構造基金の確保のため、EU や国家レベルの開発計画との整合性を保ち続けるという、困難な作業に挑んでいる。

6 環境保護

従来、地方自治体の業務の一部であった大気及び水質汚染対策、洪水対策、危険区域の設定は、1993 年に設立された環境保護局（Environmental Protection Agency）に移管された。地方自治体が環境分野において従前から果たしている役割は、ごみの収集及び処分、道路清掃の他、墓地の管理、防火及び消防など環境以外の幅広い業務をも担当している。

アイルランドでは、従来から環境保護に対する取り組みが積極的に行われており、EU 関連の環境保護規程を十分に遵守している。しかし、ヨーロッパ諸国において、環境破壊への恐れが広がり、住民の環境意識が高まりを見せる中、同国においてもより質の高い環境保護政策が求められている。

環境自治省における環境政策の目的は、開発と環境保護とのバランスを調整することによって、持続可能な開発（Sustainable Development）を促進することであり、そのための適切な規制と環境保護に対する監視システムを確立することである。

ローカル・アジェンダ 21（Local Agenda 21）は、地域（地方）レベルにおける持続可能な開発を目指した地域全体の行動計画の策定及び実施のためのプロセスのひとつであり、アイルランドにおいては、1995 年 6 月にローカル・アジェンダ 21 に関するガイドラインが地方自治体に示された。その後、2001 年 10 月にも、新たなガイドラインが環境自治省から出され、地方自治体の責務が更に明確となった。

これらのガイドラインによると、地方自治体が持続可能な開発を促進するための主要な任務を担っているとされ、住宅、交通、都市開発など全ての戦略的政策委員会において、持続可能な開発を考慮した政策を提言することとされた。具体的には、CO₂の削減、リサイクル、住環境への配慮などが計画に盛り込まれるようになっている。また、ローカル・アジェンダ 21 に関して、地方自治体と住民とのコンセンサスを形成し、地方自治体と住民やボランティア団体等との連携により、計画を実施していくこととされた。

ガイドラインによれば、地方自治体において持続可能な開発を実現するための中心的な役割は、カウンティ及びカウンティ・バラによって実施されるが、バラ・コーポレーション及びアーバン・ディストリクト・カンシル並びにタウン・コミッションについても、カウンティ等における計画の範囲内で、地元の実情やニーズに則した事業を展開することが

できる。

また、環境問題は、自治体内に限定される問題ではなく、自治体の枠を越えた対応が必要となるため、地域レベルでの公共部門と民間部門との連携の促進及び各自治体における計画の進捗状況の監視は、地域自治体が担当することとなっている。

環境保護に関する地方自治体の業務は、ごみの収集や環境美化などのサービスの提供に留まらず、持続可能な開発を実現するための計画策定に及ぶこととなり、今後、地方自治体が環境保全に対してより一層大きな役割を果たすことが期待されている。

また、消防に関する業務は、本来カウンティ及びカウンティ・バラの所管の業務であるが、1981 年消防法（Fire Services Act 1981）により、1つのバラ・コーポレーション及び2つのアーバン・オーソリティーにも消防局（Fire Authority）が設置されており、合計 37 自治体に消防局が設置されている。アイルランド全体では、約 220 の消防署が置かれており、火事などの緊急事態に昼夜対応している。

災害予防に関しては、一義的には建物等の所有者や占有者が必要な措置を講じる義務を負っている。消防局は、検査権及び強制執行権を有しており、建物の立ち入り検査を実施し、不十分な場合は、当該物件の所有者又は占有者に必要な措置を取らせることができる。大規模災害が勃発した場合、消防局は、被災箇所の第一線で災害の抑制及び被災者の救助にあたるほか、水・食糧の供給、住宅の確保、道路の保全などの地方自治体で供給すべきサービスを調整し、効果的な救援対策を講じる責務を担っている。

日常の消防業務は、消防局長（Chief Fire Officer）の指揮の下に執行されるが、消防は地方自治体の所管業務であるため、法的には、各地方自治体のマネージャーが消防業務の責任者となる。また、消防法第 26 条に規定されている防火及び消防計画の策定は、留保権限に属し議会での議決に委ねられているが、それ以外の業務は執行権限と見なされている。消防に関する予算は、環境部門における経常支出予算のおよそ 35%を占めており、その内の約 80%から 85%が消防士など職員の人件費となっている。

7 余暇及び文化施設等整備

地方自治体は、住民の生活レベルの向上及び住環境の整備のため、余暇及び文化施設の建設及び運営を行う役割を果たしている。具体的には、図書館、美術館、公園及びスポーツ施設の整備が主な事業であるが、コミュニティー組織の活性化を図るため、地元のイベントや博覧会などの開催及び支援も実施している。また、地方自治体によっては、プール、テニスコートなどの他にゴルフコースやキャンプ場を所有しており、これらの施設は、住民に無料か安価な利用料で利用されている。

特に、生涯教育の奨励及び情報化社会への対応の観点から、アイルランドでは、図書館及び美術館の整備とより良いサービスの提供に積極的に取り組んでいる。

図書館の建設及び改築に関しては、国が地方自治体へ資金を提供することとなっており、補助率はプロジェクトの内容によって異なるが、最大で事業費の 75%の補助金が交付されている。とりわけ、図書館における情報化事業（情報関連機器を整備する事業等）に関

しては、重点事業となっており、全体事業費の 75%の助成を受けることが可能である。また、住民からの寄付による整備資金の確保のために、図書館や教育施設への寄付を行った個人、団体に対する減税措置が実施されている。

その他、より多くの住民が利用できるよう、開館時間を延長することや蔵書を充実させるため、図書館に対するニーズ調査も実施されており、環境自治省では、図書館の運営に住民の参加の機会を与えることを地方自治体に奨励している。

美術館に関しては現在、地方自治体により 1 パーセント美術計画 (A Per Cent for Art Schemes) が実施されている。この計画は、美術館の整備に係る予算の多くの部分が国からの補助金によって賄われているが、その 1 パーセント分を自治体の裁量により、美術品の購入や芸術家への作品製作の依頼に充てようとするものであり、より一層展示内容の充実を図ることを目的としている。

余暇及び文化施設等の整備は、地方自治体の開発計画の上でも重要な位置を占めているといえる。しかし、その資金の大部分は、国からの補助金によって賄われており、整備の進捗は、環境自治省に大きく依存しているのが実情である。今後、地方自治体による図書館等の整備が計画通りに進められ、住民の生活の質を向上させていくためには、地方自治体がその裁量を十分に発揮できる財源の確保が求められている。

8 教育、農業、福祉

アイルランドにおける教育制度は、教育科学省によって所管されており、初等教育（小学校）、中等教育、高等教育（大学及びカレッジと呼ばれる専門学校等）に分類されている。この内、中等教育は、中等学校、職業学校、コミュニティー・スクール、コンプリヘンシブ・スクールからなる。中等教育のうち、職業教育だけは地方自治体の所管となっている。職業学校は、各地方自治体が設置する職業教育委員会 (Vocational Education Committee) によって管理・運営され、商業や工業に関する技術及び英語、歴史、数学などの基礎知識の習得を目的としており、中等教育を受けている生徒の約 25%が在籍している。

カウンティ及びカウンティ・バラ並びに 5 つのバラ・コーポレーションと 1 つのアーバン・ディストリクト・カウンシルが 1930 年職業教育法 (Vocational Education Act 1930) により、職業教育委員会を設置する義務を負っている。同委員会は、カウンティ及びカウンティ・バラの議員の他、カウンティ内の自治体の議員やコミュニティーの代表者等からなり、事務総長 (Chief Executive Officer) を中心とするスタッフが執行機関として置かれている。職業教育委員会は、地方自治体から独立した組織として運営される。

職業教育委員会は、中等教育における職業学校の設置・運営に携わっているだけでなく、音楽やスポーツなどの生涯教育から高等教育レベルにおける職業教育まで、住民に幅広い教育の機会を提供している。また、ホームレスのために職業訓練の機会を与えたり、恵まれない子供たちのために、スポーツやリекреーションの機会を与える活動をしている団体やコミュニティーグループに対して助成金を交付したりしており、同委員会が地域におけ

る教育の振興に果たす役割は、非常に大きいと考えられている。

職業教育委員会の収入は、その 90%以上が教育科学省からの資金により構成されている。このため、同委員会は、教育科学大臣に対し以下の義務を負うとともにその権限の一部が規制されている。

- ① 大臣は、職業教育委員会に対し文書により、大臣が定めた方針に従うよう指示することができる。また、委員会及び事務総長は、その指示に従わなければならない。
- ② 職業訓練委員会は大臣の承認なく、大臣が定めた予算の執行可能額を超えて執行することができない。
- ③ 職業教育委員会は、大臣が定めた借入金の限度額を超えて、資金を借り入れることができない。
- ④ 執行計画書を作成し、大臣に提出すること。
- ⑤ 年次報告書を作成し、大臣に提出すること。

また、高等教育に対する補助金（HEGs）の交付は、地方自治体が国に代わって行う典型的な事務のひとつであるが、その事務に係る経費については、教育科学省から費用の弁償を受けることができないとされている。交付すべき国からの高等教育補助金の入金が遅れた場合、地方自治体は、金融機関から資金を借り入れることとなるが、その利子についてもなんら補償の対象とはならない。

もともと、地方自治体は、その資金の確保について制限があり、国の事業を執行するための費用が補償の対象とならないことは、地方自治体の財政に悪影響を与えるだけでなく、その裁量も制限されることとなるため、以前から問題視されている。このため、国からの委任事務については、地方自治体ではなく国が費用の負担をきちんと行うようシステムの改善が求められている。

なお、農業に関しては、地方自治体の役割は、家畜の疾病予防及び屠殺場の検査などであり、福祉に関しても、1970 年に地域保健委員会が設立された後は、ほとんどの機能が国及び地域保健委員会へ委譲され、地域保健委員会の委員を推薦することなど、限られたものとなっている。

9 その他

この分野に含まれる事務は、予算規模こそ小さいが、地方自治体の基本的な権限・機能に係るものが多い。主な事務は、以下のとおりである。

- ① 選挙人名簿の更新・管理及び選挙の実施
- ② レイト（Rate）の賦課、徴収
- ③ 死体の検案
- ④ 商店などに置かれている計量機器の検査
- ⑤ 飼い犬の登録

¹ 環境保護には、消防業務が含まれている。また、この分類は、主に統計業務の便宜上

政府によって定められているものであり、必ずしも現在、地方自治体が担当している業務とは一致していない。

第6章 地方財政

1 地方財政制度の概要

(1) 会計年度及び会計の仕組み

地方自治体の会計年度は、国と同様、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

また、会計区分は経常会計と資本会計に区分される。経常会計は、支出の効果が1年以上継続しない物品の購入や職員の人件費など地方自治体のランニングコストに充てられる収入・支出を対象とし、資本会計は、土地の購入、道路や公営住宅の建設など支出の効果が1年以上継続する社会資本の形成などのための会計である。ただし、この分類は、必ずしも厳密なものではなく、道路改良など資本会計の対象となる事業が経常会計で取り扱われることもあり、弾力的な財政運営が考慮されている。アイルランドの地方自治体の総支出は、同国のGDPの4.9%を占めている（2001年推計値）。

アイルランドの地方自治体における2001年度予算の経常支出と資本支出の比率は、およそ4.7:5.3であり、資本支出の割合が上回っている。英国の地方自治体においては、両者の比は、およそ9:1となっており、アイルランドにおいては、社会資本の整備に対する需要が非常に大きいことを示している。

全ての地方自治体は、会計処理を行うために単一の地方基金（Local Fund）を設け、それを管理する義務を負い、コミュニティー基金（Community Fund 27 ページ参照）に係る入金・出金を除き、全てこの基金により会計処理を行う（2001年地方自治法第97条：以下、単に法という）。地方自治体は、財務大臣が認める銀行などの金融機関と地方基金の管理（投資的運用も含む）に関する契約を締結することができる（法第98条）。

出金に際しては、マネージャー及びその委任を受けた者の承認とともにそれ以外の者の検認が必要とされる（法第99条）。また、基金の管理及び会計の処理が適法に行われるよう、地方自治体は、環境自治大臣が発するガイドラインに従って、会計処理、帳簿の記載及び管理、財政状況の報告等に関する手順を制定し、遵守することが義務付けられている（法第107条第2項）。

(2) 予算の編成

地方自治体は、翌年度の事業のために歳入・歳出予算案を作成しなければならない。予算案は、マネージャーの指揮により、環境自治大臣が定めた様式に沿って作成されなければならない（法第102条第2、3項）。実際には、財政当局による各事業の担当部署からの予算のヒアリングと自治体全体の調整が行われた後、マネージャーにより最終予算案が作成されている。ただし、マネージャーは、予算案の作成にあたって、統合政策委員会と協議を行わなければならない（法第102条第4項）。

このようにして準備された予算案は、予算議会（Budget Meeting）に諮られることとなる。予算議会には、マネージャーまたはマネージャーの委任を受けたスタッフが出席することとなっているが、議会は、環境自治大臣によって定められる期間内（通常10月中旬

から 11 月下旬) に召集され、その開催は、全ての議員に対し開催日の少なくとも 7 日前までには、通知されなければならない(法第 103 条第 2 項)。

予算案についても、議会開会の少なくとも 7 日前までにマネージャーにより、全ての議員及び主だった地方自治体のスタッフに配布されなければならない。また、議員に対しては予算案の他、翌年度事業の概略も配布されることになっている。そして、マネージャーは、予算議会の日時・場所及び予算案が縦覧できる場所を住民に公報しなければならない(法第 103 条第 4 項)。

地方自治体は、予算について住民からの意見や要望を広く集めるために、予算案のコピーを主要な庁舎等に備え付け、開館時間に住民が閲覧できるように取り計らうこととなっている。なお、予算案のコピーについては、住民が購入することが可能であり、地方自治体は、一般的な複写の費用を超えない範囲の料金を請求できる(法第 103 条第 5 項)。

予算議会は、環境自治大臣の定めた期間に行われなければならないが、地方自治体では、予算議회를随時延長することができる。ただし、延長は、最初の予算議会が開かれた日から 21 日間以内とされている(法第 103 条第 6 項)。予算案は、予算議会における議決により承認されるが、議会で予算案の一部を修正することも可能である。

また、同時に歳出予算を考慮して、翌年度に徴収すべきレイトと呼ばれる地方税(Rate)の税率も同時に決定される。しかし、レイトを課税・徴収する権限が与えられていないタウン・コミッショナーは、他の地方自治体と同じ手順で予算に関する審議を行うが、翌年度のサービス提供に係る歳出需要のみを決定することとなる(法第 103 条第 7 項)。

予算案が承認された後、地方自治体は、予算書を主な庁舎において住民に閲覧する機会を設けなければならない。また、予算案と同様、予算書のコピーをその複写代金を超えない価格で配布することができる(法第 103 条第 8 項)。もし、予算案が翌年度までに議会で承認されなかった場合は、翌年度において、地方自治体は、前年度の歳出額の 1/3 まで支出することが認められる。また、この支出可能な割合については、担当大臣によって変更することができる(法第 103 条第 6 項)。

(3) 補正予算

マネージャーは、地方自治体の権限・機能を遂行するために欠かすことができない追加的な経費が生じたと認めた場合は、議会に補正予算案を提出する。議会は補正予算案を審議の上、予算の変更を承認する。マネージャーによる補正予算案の提出がない場合でも、議会が議決により予算の変更を行うことができる。また、予算の補正は、年度内であればいつでも実施可能であり(法第 104 条第 2、3 項)、柔軟性のある財政運営が可能となっている。

ただし、以下の場合については、事前に議会の承認を得ることなく、マネージャーの判断により、追加的な経費を支出できる(法第 104 条第 6 項)。

- ① 公衆の衛生及び安全並びに財産や環境の保全が侵される恐れを避ける必要があるか、又は最小限に食い止める必要がある場合。

② 追加的経費の支払いが、環境自治大臣や他の公的機関からの資金で相殺できる場合。マネージャーは、上記の理由により独自の判断で追加的な支出を行った場合は、遅滞なく議長に報告しなければならない。また、他の議員に対しては、次の議会の開催時に追加的支出の詳細及び予算の変更について報告しなければならない（法第 104 条第 7 項）。

（４）財政状況及び決算報告

議会は、議決に基づき当該地方自治体の財政状況について、報告を求めることができる（法第 105 条第 1 項）。カウンティ及びカウンティ・バラにおいては、統合政策委員会は、財政状況のチェック機能を果たすことができるよう、議会の議決を経ることなく、それについて報告をさせることができる（法第 105 条第 2 項）。

地方自治体は、会計年度の終了時には、財政に関する年次報告書を作成することになっている（法第 108 条第 2 項）。年次報告書の作成は、マネージャーの責務であり、作成後遅滞なく、全ての議員に報告書を送付しなければならない（法第 108 条第 3 項）。報告書の送付を受けてから、7 日以内に議会においてその内容について審議が行われる（法第 108 条第 5 項）。また、報告書は、環境自治大臣及び会計検査院の長官へも送付され（法第 108 条第 6 項）、地方自治体に対する監査の資料となる。

（５）カウンティとアーバン・オーソリティー及びタウン・コミッショナーとの関係

カウンティとバラ・コーポレーション及びアーバン・ディストリクト・カウンスルは、それぞれ財政面では独立の自治体であり、それぞれがレイトを賦課、徴集する権限を有しており、補助金等も直接中央政府から交付されている。

しかし、カウンティがアーバン・オーソリティーにサービスを提供したり、その機能の一部をアーバン・オーソリティーのために執行したりした場合、カウンティは、当該自治体に対して費用を請求することができる（法第 100 条第 1 項）。この費用は、カウンティ・チャージ（County Charge）と呼ばれており、それぞれの自治体の歳入及び歳出予算に反映される。

タウン・コミッショナーについては、レイトの賦課、徴収に関する権限が与えられておらず、国等からの補助金もないため、予算議会において作成することとなっている歳出需要に基づいて、必要とされる経費に見合う資金がカウンティから交付される（法第 101 条第 1 項）。ただし、カウンティは、タウン・コミッショナーの行政需要を満たすための経費を当該タウン・コミッショナーから徴収することができる。これは、タウン・チャージと呼ばれており、（法第 101 条第 2 項）、現実には、タウン・コミッショナーの内部では、他の地域よりも高率なレイトを負担している。

2 経常会計

（１）経常収入

経常収入は、主に以下の 4 種類の収入により構成される（それぞれの項目については、

本章 3 以降で詳しく説明する。)。

- ① 地方税（レイト）
- ② 国からの補助金
- ③ 地方自治体基金
- ④ 住民サービス収入等（諸収入）

このうち、レイトと住民サービス収入が地方自治体の自主財源であり、国からの補助金及び地方自治体基金は、依存財源として区分される。地方自治体ごとの収入額の内訳と自主財源と依存財源の比率は、表 6－1 及び図 6－2 のとおりである。

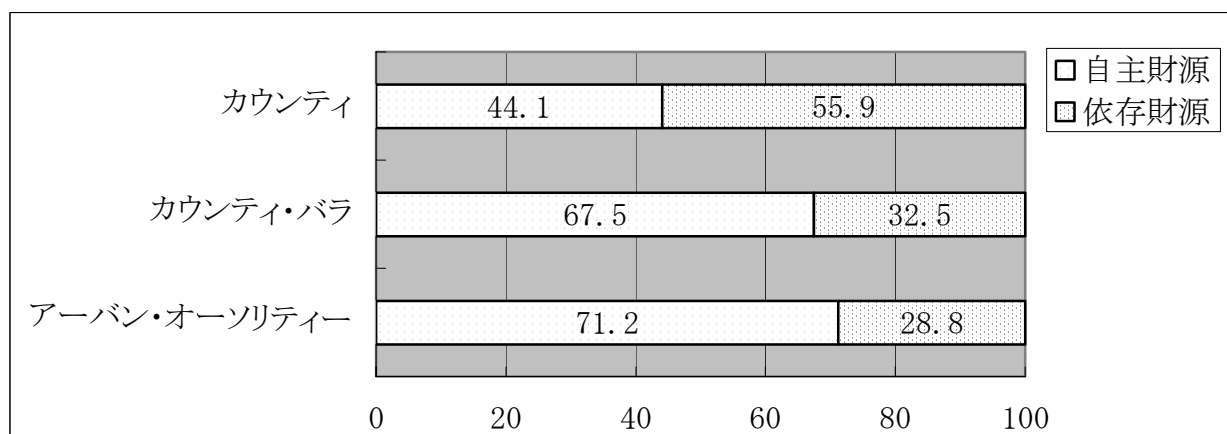
表 6－1 2001 年度における各自治体の収入額の内訳 (金額：百万ユーロ)

	カウンティ		カウンティ・バラ		アーバン・オーソリティー	
	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
レイト	340.5	19.6	235.9	34.1	80.5	35.1
住民サービス収入	424.6	24.6	236.9	33.1	83.2	36.1
小計（自主財源）	(765.1)	(44.1)	(472.8)	(67.5)	(163.7)	(71.2)
国からの補助金	553.0	31.8	137.0	19.8	20.8	9.1
地方自治体基金	417.9	24.0	90.0	13.0	45.4	19.7
小計（依存財源）	(970.9)	(55.9)	(227.0)	(32.5)	(66.2)	(28.8)
合計	1736.0	100	699.8	100	229.9	100

(Local Authority Estimates 2001 Expenditure and Receipt を基に作成)

(注) 調整額（収入額と支出額の差）とカウンティ・チャージは考慮していない。

図 6－2 2001 年度における自主財源と依存財源の構成比 (単位：%)



(Local Authority Estimates 2001 Expenditure and Receipt を基に作成)

(注) 調整額とカウンティ・チャージは考慮していない。

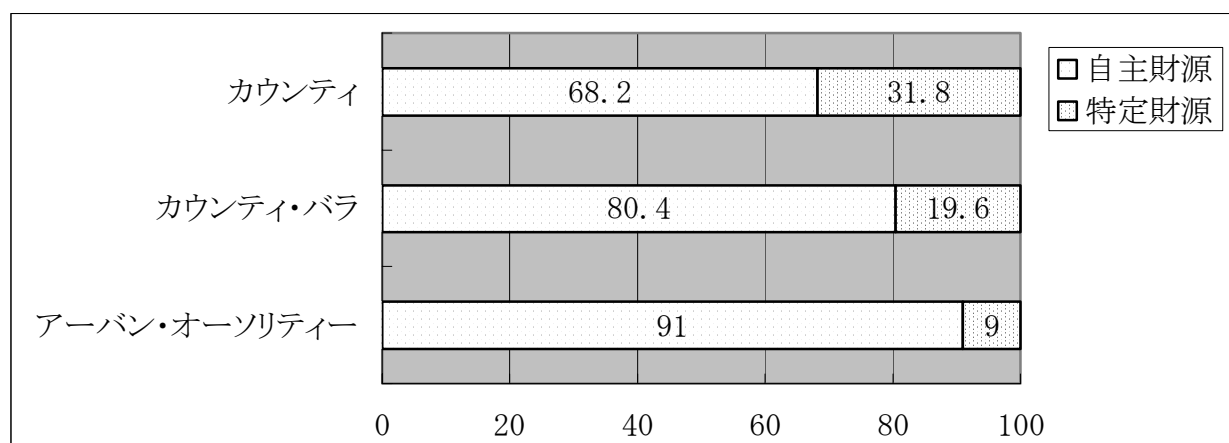
図 6－2 によれば、カウンティ・バラ及びアーバン・オーソリティーにおいて、総収入に占める自主財源の割合が依存財源のそれを上回っているものの、カウンティにおいては、

自主財源の占める割合は約 44%に止まっている

この理由は、カウンティとカウンティ・バラは、同様の機能を有しているものの、カウンティがより広い範囲の地域を管轄し、郡部の行政ニーズをも満たす必要があるため、多くの補助金を必要としていることが挙げられる。一方、カウンティ・バラは、都市部のみに設置されており、レイトの課税対象となる商業、工業用の資産が多く存在していることも理由のひとつであると考えられる。アーバン・オーソリティーにおける自主財源の比率が高い理由は、管轄地域が限られており、国道の管理、消防などの補助金の対象となる多くの事業がカウンティによって執行されているためである。

地方自治体の財源のうち、レイト及び住民サービス収入並びに地方自体基金は、地方自治体の裁量により用途を定めることができる一般財源であり、国からの補助金は、全てが地方自治体において自由に用途を決定できない特定財源となっている。一般財源と特定財源の自治体の区分ごとの比率は、表 6－3 のとおりである。カウンティにおいては、他の地方自治体と比較して、特定財源の比率が高く（31.8%）、予算編成及び事業の執行が中央政府の影響を受けやすい財源の構成となっている。

図 6－3 2001 年度における地方自治体の一般財源と特定財源の構成比（単位：％）



(Local Authority Estimates 2001 を基に作成)

(注) 調整額とカウンティ・チャージは考慮していない。

(2) 経常支出

経常支出の分野別の構成比及び自治体の種別ごとの経常支出の内訳は、図 6－4、表 6－5 のとおりである。

図 6－4 2001 年度における全自治体の経常支出の分野別構成比

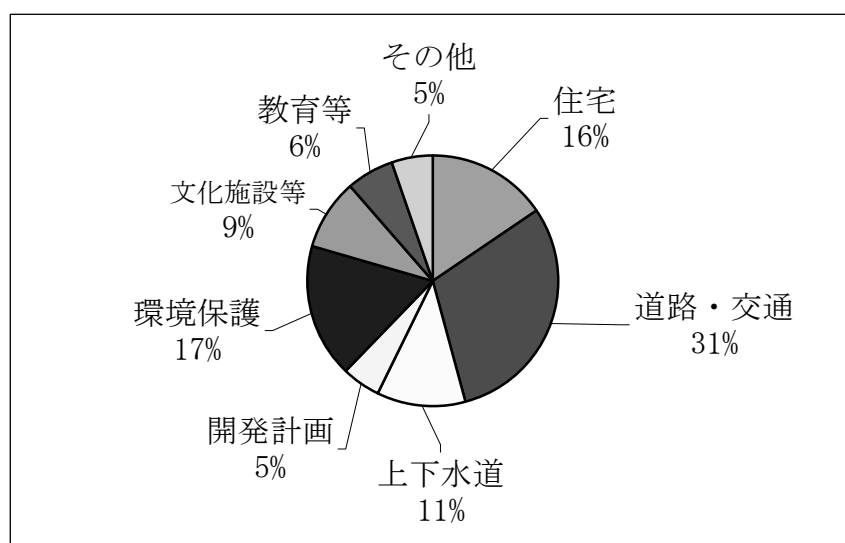


表 6－5 2001 年度における自治体別経常支出の内訳

(単位：1,000 ユーロ)

	カウンティ		カウンティ・バラ		アーバン・オーソリティー	
	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
住宅	216,772	12.0	171,902	23.3	29,867	14.8
道路・交通	642,946	35.6	126,845	17.2	36,336	17.9
上下水道	215,238	11.9	71,403	9.7	38,771	19.1
開発計画	90,882	5.0	27,498	3.7	10,258	5.1
環境保護	289,250	16.0	191,063	25.9	38,556	19.0
文化施設等	138,445	7.7	79,994	10.9	28,488	14.1
教育、農業、福祉	116,648	6.4	40,826	5.5	2,350	1.2
その他	97,625	5.4	27,549	3.8	17,769	8.8
合計	1,807,806	100.0	737,080	100.0	202,395	100.0

(Local Authority Estimates 2001 Analysis of Expenditure and Receipt by Programme Group を基に作成)

地方自治体全体の経常支出のうち、道路・交通、住宅、上下水道などの社会資本の関連事業への支出が全体の 58%に達している。また、環境保護分野も経常支出全体の 17%を占めており、道路・交通分野に次いで、2 番目に予算規模が大きい分野となっている。特に、カウンティ・バラにおいては、環境保護が最も大きな支出項目（全体比 25.9%）となっており、消防に係る予算の比重が大きいことや都市圏におけるごみ対策などの環境対策が積極的に進められていることを示している。

住宅に関する予算は、主に公営住宅の建設等に要した資金の償還金及び個人による住宅の所有を推進するための住宅購入予定者に対する貸付金に充てられている。カウンティ・

バラにおいては、住宅に関連する予算が全体の 23.3%を占めており、大都市圏における住宅需要の大きさを反映していると思われる。

道路交通に関しては、道路維持費及び道路改良費が大きな比重を占めており、資本支出に該当する事業の一部も経常支出によりカバーされている。カウンティでは、国道の維持・管理などを含む広範囲にわたる道路行政を管轄しており、歳出予算に占める割合が最も大きな分野であり、全体の 35.6%を占めている。

上下水道に関する予算は、水の供給や下水処理などの運営費で占められている。アーバン・オーソリティーでは、上下水道に関する分野が 19.1%であり、最も大きな支出項目となっている。しかし、2003 年から上下水道に関する業務がカウンティに移行するため、自主財源の比率が高いアーバン・オーソリティーにおいては、今後、予算の配分に変化が生じる可能性がある。

開発計画は、主に許認可事務が中心となるため、あまり大きな予算を必要としていないが、開発計画に関する広報などの費用が計上されている。環境保護に関する分野は、ごみ処理や環境美化に要する経費にあてられているが、消防予算も環境分野に含まれており、この分野に占める消防予算の割合は、カウンティでは、31.5%、カウンティ・バラでは、45.9%となっている。

余暇及び文化施設等関連の予算は、図書館に関する業務が基本的にカウンティ及びカウンティ・バラの所管となっているため、アーバン・オーソリティーにおいては、公園や図書館以外の文化施設の管理・運営に予算が充当されている。カウンティ及びカウンティ・バラにおいては、図書館、レクリエーション施設、文化施設にそれぞれほぼ均等に予算が振り分けられている。

教育、農業、福祉分野においては、予算の大部分が教育関連で占められている。また、その多くが高等教育に対する補助金（HEG s）及び職業教育委員会への補助金に振り分けられている。その他の支出項目としては、庁舎の管理費用、議会運営費、儀礼的な行事のための費用など多岐にわたっている。

3 資本金

（1）資本収入

資本収入は、以下の 3 つの収入により構成されている。

- ① 政府からの補助金
- ② 借入金
- ③ 資本売却による収入など

全資本収入に対する各収入の構成比については、統計が公表されていないため詳細は不明である。しかし、地方自治体の資本金の規模は、政府からの補助金によって決定されるといわれており、地方自治体の社会資本整備のプログラムは、政府の補助金に大きく依存している。

これらの補助金は、政府が毎年、予算編成時に作成する公共資本プログラム（Public

Capital Programme : PCP) に従って、個々の地方自治体の事業内容や予算が決定される。公共資本プログラムは、アイルランド全域をカバーする社会資本整備の計画を定めたものであり、その整備に要する資金の 50%以上が結束資金等の EU からの補助金により賄われている。EU から補助金は、地方自治体の資本プログラムを実施するうえでも欠かすことができない資金となっている。

(2) 資本支出

資本支出の事業別の構成比 (2001 年度) 及び自治体ごとの支出の内訳 (1999 年度) は、表 6-6、表 6-7 のとおりである。

表 6-6 2001 年度における全自治体の資本支出事業別内訳 (単位 : 100 万ユーロ)

事業グループ	資本支出	構成比%
住宅	1274.5	41.5
道路及び交通対策	1151.8	37.5
上下水道	471.0	15.4
環境保護	94.6	3.1
消防・危機対応	19.0	0.6
その他	58.4	1.9
合計	3069.3	100.0

(出展 : Local Authority Estimates 2001 Capital Account)

表 6-7 1999 年度における自治体別資本支出の内訳

(単位 : 1,000 ユーロ)

	カウンティ		カウンティ・バラ		アーバン・オーソリ ティー	
	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
住宅	420,349	33.5	285,592	53.7	72,275	39.0
道路・交通	457,597	36.5	55,369	10.4	10,267	5.6
上下水道	214,976	17.1	102,760	19.3	61,504	33.2
開発計画	61,033	4.9	36,985	7.0	6,503	3.5
環境保護	34,277	2.7	10,415	2.0	2,245	1.2
文化施設等	40,577	3.2	17,592	3.3	18,702	10.1
教育等	8,410	0.7	0	0	150	0.1
その他	17,769	1.4	23,107	4.3	13,596	7.3
合計	1,254,988	100.0	531,820	100.0	185,242	100.0

(出展 : Local Authority Estimates 1999 Capital Account Expenditure)

資本支出は、主に住宅、道路・交通、下水道など生活に直結する社会資本の整備に充てられており、2001 年度には、資本支出全体の 94.4%を占めている。また、カウンティにおいては、道路・交通に対する支出が最も多くなっているが、それ以外の地方自治体にお

いては、住宅の整備に関する支出が最大となっている。特に、カウンティ・バラにおいては、住宅に関する支出が全資本支出の 50%と以上となっているのが特徴的である。

4 地方税（レイト）

（1）レイトの変遷

アイルランドにおける唯一の地方税はレイトと呼ばれている。レイトとは、我が国における固定資産税に類似している。

レイトの基本的な賦課・徴収を定めた最初の法律は、1838 年貧民救済（アイルランド）法である。この法律は、アイルランドにおける貧民の救済を目的に貧民救済組合がレイトを徴収することができることと定めており、1898 年にカウンティが設置されると、レイトに関する権限がカウンティに移行した。現在では、1964 年地方自治法によりカウンティ、バラ・コーポレーション及びアーバン・ディストリクト・カウンスルにレイトの賦課・徴収に係る一般的な権限が付与されており、バラ・カウンスルについては、自治体ごとに個別の法律によってレイトに関する権限が付与されている。

レイトは、1838 年当時から免税対象となる物件が定められており、主なものは、以下のとおりであった。

- ① 賃借などの対象とならない空き地
- ② 鉱坑（営業開始から 7 年間）
- ③ 教会など宗教的な儀式に用いられる物件及び貧困家庭の子弟のための教育施設
- ④ 墓地及び埋葬地
- ⑤ 病院・診療所、慈善団体により運営される学校及びその他慈善行為のために供される物件
- ⑥ 公共のために供される物件
- ⑦ 科学、文化、芸術のために供される物件
- ⑧ 漁業関連施設

1970 年に保健サービスに係る権限が地方自治体から地域保健委員会に移行されたことに伴い、住宅用資産に係るレイト（ドメスティック・レイト）の廃止が検討されるようになった。当時のフィネ・ゲイル党と労働党との連立政権下において、ドメスティック・レイトの廃止を前提に、1977 年からその 1/4 に相当する金額の補助金が国から地方自治体に対し交付されることとなった。ドメスティック・レイトは、中等学校、コミュニティーホール、農業用の建物などに対するレイトの課税と同時に 1978 年地方自治法により、同年 1 月 1 日から廃止された。

また、同法によりドメスティック・レイトの全額に相当する補助金が国から地方自治体に交付されることとなったものの、地方自治担当大臣が財務大臣の承認を得て、地方自治体で決定されるレイトの税率の上昇率を抑制できる権限を持つこととなった。

1982 年には、農地に対するレイトの課税が廃止された。1983 年には、廃止されたドメスティック・レイト等を補填する補助金交付のあり方が見直され、地方自治体の収入を補

填する際、国は、当該自治体が必要とする補填すべき額の範囲内で補助金を交付することとなった。これにより、政府が地方自治体に対し、ドメスティック・レート等の廃止に伴う財源の不足分を 100%補填する義務がなくなった。また、この措置により、事実上、レイトの税率の決定に対し、政府が地方自治体に干渉しないこととなったが、1994 年の法改正まで、この権限が大臣に残されることとなった。

現在、レートは、商工業の事業用資産のみに課税されており、コマーシャル・レート (Commercial Rate) と呼ばれている。課税対象となる物件の種類は、かなり限定されているといえるが、地方自治体にとっては、貴重な自主財源となっている。2001 年には、657.9 百万ユーロの収入が見積もられ、特にカウンティ・バラ及びアーバン・オーソリティーにおいては、レートによる収入が経常支出の 1/3 以上を占めている。また、一部の地方自治体では、企業誘致のためレイトの税率を軽減するなど、地域の実情に合わせた運用が試みられている。

(2) 課税対象資産の評価

レートは、課税対象となる物件の評価額と地方自治体の予算議会において毎年決定される税率により算出される。したがって、地方自治体において公平な課税がなされるためには、資産が適正に評価されなければならない。

資産の評価は、1852 年評価法 (The Valuation (Ireland) Act 1852) に基づき、財務大臣の指名による委員で構成された評価委員会 (Commission of Valuation) が運営する評価事務所 (Valuation Office) により決定される。物件の評価が公正に行われるよう、評価委員会及び評価事務所は、地方自治体から完全に独立した組織となっている。また、評価法は 2001 年に改正され、地方自治体と納税者の両者にとって評価の透明性及び公平性が促進されるよう、評価方法がより簡便で理解しやすい方法に改められた。

事業用資産は、全て評価の対象となり、資産の評価は、当該自治体内における賃借料の実勢価格を参考に決定される。この評価額は、レイトの課税のための基礎となる 1998 年 11 月時点の評価額に換算される。課税対象となる資産評価額は、換算後の評価額に対し地方自治体ごとに定められている一定の割合を乗じたもので、この割合は、現在、0.63%、0.5%、0.4%の 3 つ割合が定められている。ダブリン、コークなどの大都市圏においては、0.63%の割合が適用されており、0.4%が適用されている地方自治体は、1 箇所のアーバン・ディストリクト・カウンスルのみである。つまり、ダブリンに存在する 1 万ユーロの評価額の土地に対しては、63 ユーロ分 ($10,000 \text{ ユーロ} \times 0.0063 = 63 \text{ ユーロ}$) が資産評価額となる。

評価事務所では、地方自治体ごとに個々の資産の評価結果が記載された台帳 (valuation roll) を作成し、住民に公開することとなっている。全体的な評価の見直しは、5 年ごとに行われるが、その間、新築や改築及び建物の取り壊しなどの状況を台帳に書き加えていく。物件の所有者等は、再評価が必要となった場合、地方自治体を通じて評価事務所に再評価を申請することとなっている。

納税者が物件の評価に異議がある場合は、評価結果が公表されてから 28 日以内に地方

自治体を通じて不服を申し立てることができる。また、不服申し立ての結果に対しても異議が解消されない場合は、独立の組織である評価裁判所（valuation Tribunal）に提訴することができる。評価の妥当性に関しては、評価裁判所での判断が最終判決となる。

（３）レイトの課税

課税対象となる資産評価額の１ユーロあたりの税率は、地方自治体の予算議会において決定される。2001 年における平均税率は、それぞれカウンティ 58.78 ユーロ、カウンティ・バラ 63.63 ユーロ、アーバン・オーソリティー56.65 ユーロであった。納付すべき税額は、課税対象となる資産評価額×１ユーロあたりの税額により計算される。

地方自治体では、資産の評価額、課税対象となる評価額、納付すべき税額が記載された課税台帳を作成し、これを公開することになっている。課税額に不服のある納税者は、課税台帳が公開されてから２ヶ月以内に当該自治体に対して不服を申し立てることができる。また、不服申し立ての結果に不満がある場合には、地方裁判所への提訴も可能であるが、ここでの判断が最終判決と見なされる。

レイトの納税者は、原則として課税対象となる物件の占有者である。これは、物件の所有者が当該自治体内に居住していないケースがあり、税の徴収に多くの時間及び費用を要することが考えられるため、地方自治体の徴税事務が容易となるよう、物件の占有者に納税義務が課せられている。したがって、占有者のいない物件は、所有者に納税義務が生じるが、当該物件が工事中であったり、適正な価格で入居者を募集していたなど正当な理由があれば、税の還付を受けることができる。

レイトの課税権は、タウン・コミッショナー以外の全ての地方自治体に認められている。カウンティにおいては、アーバン・オーソリティーが存在しない地区においてカウンティが課税を行うカウンティ・レイトとアーバン・オーソリティーが課税を行うマニシパル・レイト（municipal rates）の２種類に区分されている。

レイトの納付は、年２回に分けて行われ、１回目は、地方自治体からの納付書に記載された日に、２回目は７月１日となっている。納税者が何らかの理由によりレイトを納付しない場合は、抵当権の設定などの法的な措置が採られるほか、徴税担当職員は、未払いとなっているレイトに相当する金額と同等の価値の納税者の資産を差し押さえする権限を有している。

（４）レイトの特徴

レイトは、一般財源であるとともに自主財源でもあり、地方自治体にとっては貴重な財源となっている。レイトに関しては、様々な評価がなされているが、そのメリットは、以下のとおりである。

- ① 固定資産に対して課税されるため、脱税が行われにくい。
- ② 毎年、地方自治体において税率を定めることができるので、行政需要に合わせて税率を変更できる。また、脱税が困難なため収入見込みをたてやすい。
- ③ 資産の評価が決まれば、納付すべき税額が容易に計算できる。

一方、当然のことながら税を負担している産業界は、レイトに対して否定的な考えを抱いており、次のとおり批判している。

- ① 地方自治体のサービスを享受している住民が税の負担を負わないのは、制度そのものに矛盾がある
- ② 企業は、選挙権を持っていないため、地方自治体のサービス内容やレイトの税率に影響を及ぼすことができない。
- ③ レイトの税率は、企業の業績に関係なく決定されるため、不況時には重税となりかねない。
- ④ 資産の増改築が税額の増加に直結するため、設備投資が促進されない。

このような批判を踏まえ、地方自治体の収入における自主財源の比率を高めるため、地方所得税、地方消費税、地方環境税など様々な税金が検討されているが、いずれも一長一短があり導入には至っていない。

5 地方自治体基金

地方自治体基金は、1998 年地方自治法により創設された制度であり、従来の RSG (Rate Support Grant) 及び自動車税に代わるものとして、1999 年からその一部が地方自治体に交付されている。

RSG は、ドメスティック・レイトの廃止などに伴う地方自治体の財源不足を補うための補助金を 1988 年に一本化したものであり、国から交付される使途を特定されない一般財源の補助金であった。RSG は、我が国の地方交付税に相当するものである。

また、自動車税は本来国税であるが、徴収事務は、カウンティ及びカウンティ・バラに委任されている。徴収された自動車税は、地方自治体基金が創設されるまでは、政府に納められた後、地方自治体の道路・交通に係る事業に充てるため国から地方自治体へ交付されていた。なお、自動車税は、自家用車、貨物車、商用車など目的別の分類と排気量によって自動車を区分し、税額を決定するものであり、1,800cc の自家用車で年間 412 ユーロが課税（年額を一括納付する場合）される。

地方自治体基金は、国庫からの資金及び自動車税収入の全額により構成されている。1999 年には、基金の合計が 796 百万ユーロであり、そのうち、国庫からの資金が 343 百万ユーロであった。この資金については、毎年、物価上昇率及び地方自治体における資金需要を加味し、増減が行われることとなっている。2001 年における基金の総額は、およそ 914 ユーロに達すると見積もられており、そのうち、国庫からの資金は 405 百万ユーロであり、地方自治体への交付額は、553 百万ユーロ（経常収入のみ）であった。残金は、基金に残され運用されている。

地方自治体基金から地方自治体に交付される資金は、一般財源として位置づけられ、自治体の経常収入となるほか、国道以外の道路整備のために充当されている。地方自治体基金の導入により、地方自治体は、依存財源ながら自治体の裁量によって支出できるより多くの資金を入手できることとなった。

6 補助金

政府からの補助金は、支出に際し自治体の裁量が認められている一般補助金（General Grant）と使用目的が予め定められている目的補助金（Specific Grant）の 2 種類に大別される。

前者は、地方税の不足を補い、一般財源を増加させ、地方自治体において行政需要の変化に対応した財政運営が促進されることを目的としており、会計上は補助金とは区別されるものの地方自治体基金から交付される資金がこれにあたる。

後者は、特定の行政サービスに係るコストを軽減することにより、当該サービスの供給量を増大させることを目的としており、多くは、地方自治体にとって大きな資金が必要とされる社会資本整備プロジェクトに充てられている。また、高等教育に対する補助金（HEGs）、国道の改良に係る補助金などは、国が本来行う業務を地方自治体が代行しているという考えから補助率が 100%となっているが、社会資本の整備のための多くの補助事業においては、自治体を経費の一部を負担することが求められている。主な社会資本整備のプロジェクトに係る補助金は、以下のとおりである。

（１）道路及び交通に係る補助金

1994 年 1 月から主要国道と第 2 種国道による道路ネットワークの整備は、国道公社が担当しており、環境自治省は、国道公社に必要な資金を提供することとなっている。また、地方自治体（カウンティ及びカウンティ・バラ）では、管轄地域の国道の改良及び維持管理を行うこととなっており、国道公社では、国道の整備計画に合わせて、地方自治体に必要な資金を再配分している。

また、地方道に関しては、直接、環境自治省から地方自治体に資金が交付されており、国庫からの補助金も利用可能であるが、多くは地方自治体基金からの資金が充てられている。

主要な道路の整備は、2000 年から 2006 年までの国内開発計画に盛り込まれており、地方道の整備については、2つの地域議会によって執行が管理される地域開発プログラムを通じて、補助金が自治体に交付されている。主な道路・交通関連の補助金は、以下のとおりである。

- ① 国道及びその橋梁の維持管理、改良に要する補助金（補助率 100%）
- ② 地域開発、産業振興などに必要な地方道の整備に係る補助金
- ③ 住宅政策促進のための地方道整備に係る補助金
- ④ カウンティ内の地方道の維持管理、改良に係る補助金（どの道路に充当するかはカウンティの裁量による）
- ⑤ アーバン・オーソリティー内の地方道路の整備に係る補助金（対象となる路線は指定されており、自治体の裁量はない。）

（２）住宅に関する補助金

住宅に関する計画についても、主要道路の整備と並んで、初めて国内開発計画の中に位置付けられ、2000 年から 2006 年の間で公共住宅等へ 76 億ユーロの投資が計画されている。これにより、約 9 万世帯の住宅需要を満たすことができると見積もられている。また、国内開発計画には、住宅の共同所有によって住宅所有率を引き上げるための計画や公営住宅の質の向上を図るプログラムが盛り込まれている。2001 年に補助の対象となった事業は、以下のとおりである。

- ① 地方自治体による公営住宅の建設
- ② 公営住宅の修繕及び改良のためのプログラム
- ③ ボランティア団体による住宅供給事業の支援
- ④ ホームレスのための収容施設の整備

（３）上下水道に関する補助金

大規模な水道の供給及び下水処理に係るプロジェクトは、上下水道投資計画に組み込まれている。また、非都市部における地方自治体による一般家庭に対する上下水道の整備計画も同投資計画に含まれている。一般家庭における上下水道の使用料は、無料となっていることに鑑み、地方自治体による上下水道の整備プログラムには、政府から事業費の 100%にあたる補助金が交付されている。しかし、家庭用ではない施設に係る上下水道の整備に関しては、補助金の交付の対象とされないこととなった。

（４）PPP 基金による補助金

アイルランドにおいても、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）による事業を地方自治体に奨励しており、2000 年から新たに PPP 基金を創設し、自治体による PPP 事業のモデルケースに対し補助金を交付している。

補助の対象となる PPP 事業は、先進的で民間企業にもメリットが生じるプロジェクトに限られ、事業の開始時に必要となる調査費、計画及び設計費、民間企業との契約に関するアドバイス料などが補助金の支給対象となるが、資本整備のための資金は対象とされていない。また、事業の採択にあたっては、地方自治体にとって経費削減につながること、他の自治体においても応用可能なノウハウが使用されていることが重視されている。2001 年には、全体で 3 百万ユーロが予算に計上された。

PPP 基金による補助金の交付を受けた地方自治体は、年度末までに環境自治省に対し対象事業の進捗状況に関して詳細な報告をすることが義務付けられている。また、当該地方自治体は、PPP 事業によって節減できた費用を新たな PPP 事業に投資することが求められている。

7 住民サービス収入（諸収入）

住民サービスによる収入は、地方自治体における経常収入の 30%以上を占めており、

多少の制約はあるものの、基本的には自治体の裁量により用途を定めることができる一般財源として、重要な収入となっている。

諸収入のうち、①住宅購入及び改築資金の貸付金償還金②公営住宅の家賃収入③公営住宅の売却収入などの住宅に関する諸収入が多く割合を占めている。貸付金償還金の大部分は、自治体が発行している借入金の返済に充当されている。公営住宅の売却収入については、1993 年以来、新たな公営住宅の建築及び改築などの住宅に関するプロジェクトに投入されるようになり、経常会計への繰入れはできなくなった。

前述のとおり、1997 年 1 月から一般家庭に対する上下水道料金の徴収は免除されており、事業用の上下水道に対してのみ料金徴収が行われている。基本的には、メーターによる使用量に基づいて四半期ごとに料金が徴収される。メーターが設置されていない場合は、固定料金が年 2 回に分けて徴収される。

また、ごみの収集に関しては、料金を徴収している自治体と徴収を行っていない自治体があるが、ごみの減量化を推進する観点から、今後ごみの収集・処分を有料化する自治体が増えるものと考えられる。

8 監査

地方自治体のマネージャーは、会計年度の終了時に財政に関する報告書を議会に提出することになっており、この報告書に基づき議会において当該自治体の財政に関する審査が行われる。このような内部のチェックの他に、アイルランドの地方自治体は、環境自治大臣によって任命された監査官（Local Government Auditor）による監査を受けなければならない。監査官は、法的には独立した地位にあるが、行政組織上は、環境自治省の職員となっている。

監査官による地方自治体の監査は、以下の手順により実施されている。

まず、地方自治体は、財政に関する年次報告書を議会に提出するとともに環境自治大臣に提出することとなっている。環境自治省からの監査に関する正式書類に基づき、地方自治体は、監査の日程等について議員や主な職員に知らせるとともに一般市民にも広報し、会計書類が住民によって閲覧できるよう手配しなければならない。もし、会計書類を閲覧した住民が会計処理などに関して異議を申し立てた場合は、監査時に監査官によってその項目が重点的にチェックされることとなる。

実際の監査は、監査官による書類のチェック及び関係職員への質問により進められ、最終的には監査報告書がまとめられる。監査報告者は、環境自治大臣にも送付されるが、地方自治体では、議会において報告書の内容を吟味し改善策を検討することとなる。

近年、監査においては、従来の会計上の手続きなどに加え、バリュー・フォー・マネー（Value for money）の観点が重視されるようになっている。その概念は、以下の 3 点である。

- ① 経済性—最低限のコストで一定のサービスの量及び質を維持できているか。
- ② 効率性—投資に対し効率的な結果が得られているか。（例えば、道路の改良工事を行った場合、経済効果とともに渋滞や事故の減少などの効果が得られているか。）

③ 有効性－事業の目的とその結果を比較して、有効な事業と見なされるか。

地方自治体においては、大規模な道路整備事業などの評価にコストと公益性との観点から分析を取り入れるなど、バリュー・フォー・マネーの概念が地方自治体に受入れられている。1997 年には、環境自治省の地方自治体の監査部門にバリュー・フォー・マネー室が正式に設置され、地方自治体における特定のサービスや管理業務に要する費用を比較・分析したデータを作成し、公表している。また、このデータは、自治体におけるバリュー・フォー・マネーの実践の状況のチェックにも使用されている。

〈参考文献〉

- Irish Government Today : Sean Dooney&John O'Toole . Gill & Macmillan
- Local Government Finance in Ireland : Maurice Coughlan& Donal de Buitleir . IPA
- The Government and politics of Ireland : Basil Chubb . IPA
- Irish Social Policy Review 1999 : A McCashin & E O'Sullivan. IPA
- The Irish Local Government System : IPA
- Local Authority Estimates 2001 . Department of The Environment and Local Government
- Local Authority Estimates 1999 . Department of The Environment and Local Government
- Better Local Government . Department of The Environment and Local Government
- How members of local authorities are elected . Department of The Environment and Local Government
- How the D'ail is elected . Department of The Environment and Local Government
- General Election 17th May, 2002 . Department of The Environment and Local Government
- Focus on Strategic Policy Committees Updated March 1998 . Department of The Environment and Local Government
- A New Vision For our Counties and Cities . Department of The Environment and Local Government
- Local Government Act 2001
- The constitution of Ireland
- アイルランド一国の仕組みと地方自治—：クレアレポート 82

〈参考 Web Site〉

- <http://www.gov.ie/>
- <http://www.environ.ie/localindex.html>
- <http://www.embassy-avenue.jp/ireland/ireland/index3.html>
- <http://www.courts.ie/>
- <http://www.unison.ie/features/election2002/>
- <http://www.rte.ie/news/1999/0613/election.html>

- <http://www.eustructuralfunds.ie/>
- <http://www.fingalcoco.ie/>
- <http://www.irishfireservices.com>
- <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ireland/>

本書は、ロンドン事務所所長補佐 長谷川 敏久と酒井 琢栄が調査員 ジョナサン・マカイの協力を得て、共同で執筆したものである。また、本書の監修は、ロンドン事務所長 安藤 明が担当した。